

厚生労働省平成23年度障害者総合福祉推進事業
視覚障害者のための防災・避難マニュアル

— 報 告 書 —



平成24年（2012年）3月

社会福祉法人日本盲人会連合

―― 目 次 ――

はじめに	
1. 災害時における避難のポイント	1
(1) 東日本大震災では	1
(2) 大きな揺れを感じたら	3
(3) 水害・豪雨のとき	6
2. 災害に備えて	9
(1) 災害時の持ち出し品の準備	9
(2) 家の中の安全対策	14
(3) 安全な避難のために	16
(4) 適切な支援を受けるために要援護者登録を	18
3. 避難所における支援のあり方	21
(1) 避難先を知るには	21
(2) 避難所で生活をする上での問題点	22
(3) 災害の情報を得る方法	24
(4) 安否確認の方法	26
4. 仮設住宅・借り上げ住宅	29
(1) 仮設住宅・借り上げ住宅	29
(2) 仮設住宅・借り上げ住宅における課題	31
(3) 仮設住宅・借り上げ住宅への入居	33
5. 災害後の生活	35
(1) 自治体の説明会	35
(2) 支援情報の入手	36
(3) 視覚障害者への援助	36

(4) 災害後の収入	37
(5) 災害後の就労・就職活動	38
(6) 復職までの道のり	39
(7) 就労支援	39
 6. 視覚障害者同士のつながり	41
(1) 災害に関する視覚障害者のコミュニティ	41
(2) 視覚障害者団体とのつながり	42
 7. アンケート結果	43
(1) 当事者へのアンケート結果	43
(2) 自治体へのアンケート結果	55
(3) 当事者及び自治体を合わせた分析結果	63
 8. 被災地調査報告	67
(1) 岩手県の様子	68
(2) 宮城県・仙台市の様子	71
(3) 福島県の様子	74
 9. 参考資料	83
(1) 災害伝言ダイヤルの利用方法	83
(2) 外出時に被災したときの避難方法	85
 委員名簿	89

はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの貴い命を奪い、多数の避難生活者を産み出しました。その中にあって、視覚障害者は目が見えない、あるいは目が見えにくいことによって、より一層避難のための行動や避難所などの生活において多くの困難を強いられました。そもそも視覚障害者は、日常生活を営む上で、大きなハンディを持ち、「移動」と読み書きは視覚障害者にとって二大不自由と言われています。視覚障害者の多くは、命懸けと言っても過言ではない決意で外出しなければなりません。

とりわけ災害時に視覚障害者がどのように難を逃れたのか、目が見えない中でどのようにして避難所にたどり着いたのかなどを、東日本大震災の被害を受けた視覚障害者の方々から聞き取りし、多くの体験に基づき、この視覚障害者のための防災・避難マニュアルを作成しました。

視覚障害者のハンディや日常生活ないし社会生活における困難を日頃から理解していただいていなければ、災害において避難する場合や避難所での生活での的確な支援を受けることはできません。視覚障害は「情報障害」にほかなりません。教育においても、外出などにおける移動時も、家庭での生活においても、そして就労などの場面においても、常に必要とされる情報が得られないことが、視覚に障害があるということなのです。したがって、視覚障害者に必要とされる情報を的確な方法で提供していただくことが必要なのです。

国民が「見えない」、「見えにくい」ことを正しく理解していただくことが何よりも重要です。そして、視覚障害者に日頃から声を掛けていただきたいと思います。視覚に障害があることによって、災害を逃れることができずに尊い命が失われることがないことを切に願います。視覚障害に対する国民の理解や視覚障害者が地域と結びつくことによって、災害時にも支援が受けられることが、このマニュアル作成の目標です。

1. 災害時における避難のポイント

(1) 東日本大震災では

東日本大震災では、地震直後、着のみ着のままで、近所の人や職場の同僚と避難した人。また、一人で避難した人は、避難途中で、周囲の人に声かけをしながら、何とか避難所までたどり着くことができました。防災無線やラジオが壊れていて警報を聞くことができずに、実際の災害の大きさがわからなくなってしまったこともあります。

避難所へ行ったことがなく、避難する場所がわからずには苦労した人の中には、近所の人との接点がなかったことから、津波の際には、家から歩いて2～3分の裏山の高台に避難できることを知らず、遠くの違う場所へ避難してしまいました。

津波被害にあった人は自宅が海から離れているため、まさか自分に危険が及ぶとは考えずにいた人もいました。

原発の被害についても、地震が起きたからとりあえず避難した人が多く、原発による被害が発生していることを知っている人は多くはありませんでした。

自分で、以前から避難場所を知っていて、避難経路の確認などを普段からしていた人は、一人で逃げられた人もいますが、普段ガイドヘルパーや家族の送迎を基本としていて、一人で外出する機会が少ない人は、民生委員や近所の人に助けられて避難を行いました。

日中、家族が留守の場合の避難方法や連絡方法の確認をして、普段から自分が要援護者であるということを周囲に伝え、社会福祉協議会や自治会、民生委員とつながりを持っていたことにより、震災発生後、見回りに来てくれた方と、一緒に避難できた人もいました。

要援護者登録をしていなかった人。または、自治体や障害者団体等を利用していなかった人は、自治体や障害者団体から、その地域には要援護者がいないと判断され、見回りに来てもらうことができませんでした。幸い運良く近所の人と出会い、避難することができた人もいました。

一方、要援護者登録については、ある市では登録者全員に対し、災害後すぐに連絡し、全員の無事を確認しましたが、その市の登録者は、全体の要援護者の1%にすぎませんでした。要援護者登録をするには本人の同意が必要であることから、登録者が100%にならないという問題があります。要援護者登録がせっかくつくられても、それがどのように活用されるかは不明なところもあります。

災害発生後、正しい情報をラジオから入手しながら一人でまたは家族と避難ができた人はほとんどいません。多くの視覚障害者は近隣の人や、避難の際に遭遇した人に助けられて、避難をしました。災害時いざという時は、周囲の人と互いに力を合わせて助けあうことが必要となることを改めて認識しました。



(2) 大きな揺れを感じたら

ポイント

- ・身の安全を最優先し、慌てないこと
- ・避難する際は、必ず近くの人に助けを求めるここと
- ・「助けて！私は目が見えないんです。」と大声をだすこと
- ・持病の薬、白杖、ラジオ、ライトは肌身離さず
- ・津波の恐れがあるときは高いところへ
- ・大地震では、大災害に注意を
- ・原発事故では周囲の人と行動を共にしましょう

①家の中では身の安全がまず第一

大きな揺れが収まるまで、近くのテーブルや机の下にもぐり、座布団などで頭を守りましょう。

外出中の場合はカバンなどで頭を守り、近くの人の助けを借りて、ブロック塀や倒れている電柱、電線など危険なところから離れましょう。

高層ビルやマンションでは、揺れが数分続くことがあります。物が落ちてきたり、倒れてきたり、大きく横へ動きます。安全な柱のそばで身を守りましょう。

②慌てないで避難しましょう

大きな地震のときは、すぐには動かないことです。大きな揺れが収まってから動きましょう。食器棚や飾り棚のガラスがあるところはなるべく避けて逃げましょう。

③外へ出たら、近隣の人へ助けを求めましょう

大声を出して、近隣の人助けを求めることが必要です。

まずは、命を守ることです。例えば「助けて！私は目が見えないんです。」と、大きな声ではっきりと言いましょう。

④避難するときに持つべき物

もし、手元にあれば、持病の薬と、白杖は必ず持ちましょう。そしてラジオや、強力ライト（懐中電灯でも可）もあれば持って行きましょう。

⑤海岸に近いところではすぐに避難を！

大きな揺れや、長時間の揺れを感じたら、すぐに高台など安全な場所に避難するようにしましょう。

⑥海岸から遠くても、低いところは危険です！

津波は川を上ってくることがあります。できるだけ高いところに避難しましょう。津波がすぐそこまで来ていると感じたら、素早く頑丈な高い建物の上の階に逃げましょう。

大きな揺れを感じなくても、警報が発令されたり、危険を感じたら、状況に応じて避難するようにしましょう。逃げるときは「助けて！私は目が見えないんです。」と、大きな声で助けを求めましょう。



⑦地震が収まてもすぐに戻るのは危険！

警報や注意報が収まるまでは避難を続けましょう。

津波は、一度だけでなく何回もやってきます。最初の波よりも、次に来る波の方がずっと大きいことがあります。地震の規模と体で感じる揺れは同じではありません。小さい揺れでも大きな津波が来ることがあります。

また、避難所へ向かう途中で、避難所が津波で倒壊してしまったということがあります。正しい情報を入手しましょう。

⑧大火災から逃げる！

地震のときは、あちこちで同時に火災が発生し、大火災になることがあります。家族や近所の方と一緒に安全と思われる方向に逃げましょう。

⑨原発事故が起こったら

家族や周囲の人と一緒に行動しましょう。

正確な情報はすぐには伝わらないことが多いので、冷静に、すぐ逃げる準備をしましょう。避難が長期間になることもあるので、必要なものをさっとまとめておきましょう。

原発事故は、地震のみでなく気象条件によっても、状況が異なってきます。まずは、行政や消防団からの連絡、テレビ、ラジオで、できるだけ正確な情報を得て、家族や近所の人とともに行動しましょう。

放射能は、目に見えるものではありません。放射能汚染の可能性がある場合は、外出を控え、やむを得ず外出するときは、長袖の衣類やマスクでなるべく外の空気が肌に触れないようにしましょう。原発緊急避難の場合は、勝手な行動をとらずに、自治体からの指示を聞いて安全に避難しましょう。

(3) 水害・豪雨のとき

ポイント

- ・長雨や大雨情報に注意を
- ・単独での避難は危険です
- ・「助けて！私は目が見えないんです。」と大声をだすこと
- ・持病の薬、白杖、ラジオ、ライトは肌身離さず
- ・持ち出し品は最小限に

①水害の恐れがあるときは準備しましょう

水害の可能性のある地域では、台風や長雨、大雨情報に注意しましょう。

川やダムなどは増水すると短時間で、危険な状況になる恐れがあります。普段からどこへ逃げるのか、誰と逃げるのか確認しておきましょう。

②避難のときは速やかに

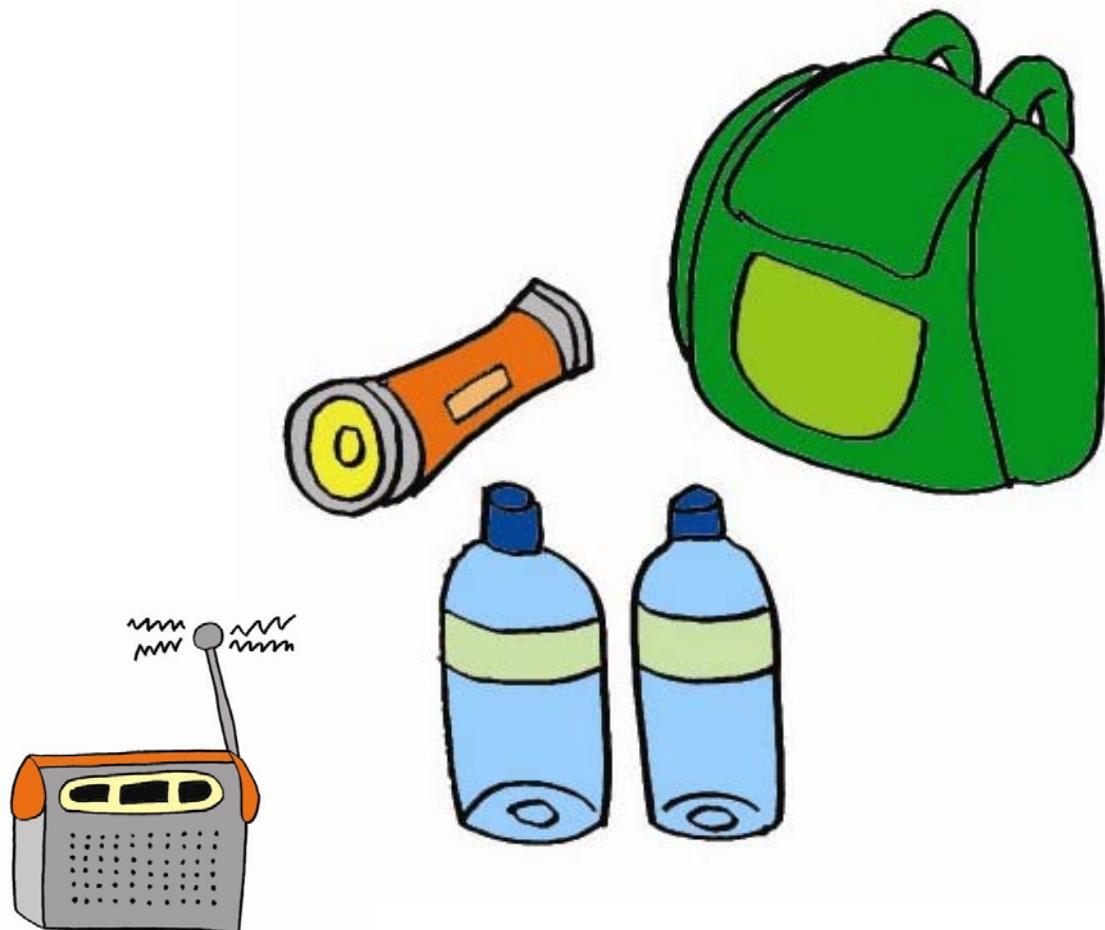
避難指示がでたらすぐに避難しましょう。

家族や近所の人とともに避難しましょう。一人で避難するのは危険です。急に逃げないといけないときは、「助けて！私は目が見えないです」と、大きな声で助けを求めましょう。



③避難するときの荷物は少しにしましょう。

避難するときは、白杖と最低限の荷物だけ持って避難しましょう。避難するときに持つべき物として、もし、手元にあれば、持病の薬と、白杖は必ず持ちましょう。そしてラジオや、強力ライト（懐中電灯でも可）もあれば持って行きましょう。



2. 災害に備えて

(1) 災害時の持ち出し品の準備

ポイント 緊急時の携帯品

- ・持病の薬（命を守るために最も重要です）
- ・白杖
- ・強力ライト（なければ懐中電灯）
- ・携帯ラジオ
- ・携帯電話（充電器もあると便利）
- ・障害者手帳
- ・現金
- ・医療品、生理用品
- ・防災ずきん
- ・防災ベスト
- ・下着
- ・ウェットティッシュ
- ・水・食料 5日分（アルファ米などの保存食）

いつ起こるかわからない災害で、身を守り安全に避難するためには事前準備をし、備えることが必要です。

①生活物資

水や食料を5日間分用意しましょう。東日本大震災では、大型店舗を始め、スーパー やコンビニエンスストアの流通系統が被害を受け、食料の確保に厳しい状況が続きました。ガソリンが供給しにくくなり、支援が届かず、災害発生後、5日間以上支援を受

けられなかった避難所もありました。特に災害時の買物は、被害の少ないところであっても、視覚障害者にとって格段に困難になります。そのため、事前に食料や水を充分に確保しておく必要があります。食料の準備にあたっては缶詰などに点字を貼っておくと便利です。本連合が実施したアンケート調査では、9割の視覚障害当事者が事前に食料や水を用意していませんでした。そのため、アンケート回答者の中には、5日間食べられなかつことはとても辛かったという回答もありました。一方用意していた1割の人は、家族で有効利用できたと回答しています。

なお、事前に用意しておく食料は、アルファ米（水やお湯を加えるだけでご飯ができる非常食）や、パンの缶詰など電気やガスを使わなくても調理できるものを用意しておくと便利です。そして災害に備えてこれらの非常食を1人でつくる体験をし、非常時には1人でできるように慣れておくことが重要です。

②非常時持出し品

携帯ラジオ、電池、携帯電話、白杖、医療品、強力ライト（懐中電灯）、防災ずきん・ヘルメット、軍手、肌着、笛やブザーなどの緊急通報用具、緊急連絡カード、障害者手帳、タオル、ティッシュペーパーやウェットティッシュ、現金をリュックに入れ、玄関に置くことが大切です。今回の現地調査では非常持ち出し品を用意していたにもかかわらず、2階に置いていたため、非常時に持ち出すことができなかつた人がいました。大切なことは非常持ち出し品を用意しておくことと、それを玄関に置き持ち出しやすくすることです。

・携帯ラジオ

災害時には、迅速で的確な情報収集が求められます。視覚障害者が情報を収集するためにラジオが必需品です。東日本大震災では、多くの人がラジオからの情報を頼りにしていました。ラジオは災害に関する情報に限らず、娯楽や音楽番組を聞くこ

とができます。これらの番組を聞き、リラックスして、ストレス解消にも役に立ちます。

災害時に用意するラジオは、小型で持ち運びに適しているもので、電波が入りやすい高感度のものをお勧めします。安いラジオでは聞けない地域や場所も少なくありません。また、予備の電池を準備しておくことが必要です。

電池のいらない手回しラジオは、重いハンドルをまわすのが大変です。

・携帯電話

携帯電話の必要性については、言うまでもありません。東日本大震災においては、安否確認や連絡のやり取り、視覚障害者団体からの情報が携帯のメールに届いて役に立ちました。また、自治体の情報提供で、登録をした人へ携帯メールを送信するサービスを利用していた人もいます。災害時は携帯電話の利用頻度も高くなりますので、充電器を準備しておくと便利です。

・白杖

日頃から白杖は必ず携帯しましょう。東日本大震災では多くの人が着の身着のまま白杖をもたずに避難しました。当初はすぐに自宅に戻れるような感覚でしたが、結果、長期にわたる避難所生活をしなければなりませんでした。避難所では白杖がないことから、視覚障害があることが周囲に伝わらず、家族が不在のときにトイレへ行くことや、支援物資の配給を受けることが困難になりました。

また、目印のない広い体育館等の避難所内での移動は、単独歩行は難しく、外は建物の倒壊により道路環境も変わってしまうため、安全な移動が困難になります。避難所生活において、周囲への理解を求めるためにも折りたたみ式の白杖を携帯する必要があります。

- ・医療品

持病の薬や軽い怪我などの手当ができる医療品をリュックに入れておくことが必要です。東日本大震災では、糖尿病の薬を持たずに避難したため、何日間も薬が飲めずに困ってしまった方がありました。災害時には、たとえ避難所であっても、すぐに診療を受けられるとは限らないので、事前に準備しておきましょう。

- ・強力ライト（懐中電灯）

弱視の人は強力ライトが必須です。なければ懐中電灯でもかまいません。

災害時、暗い所を照らすことや自分の居場所を知らせる時に役に立ちます。

- ・防災ずきん、防災ベスト、ヘルメット、軍手、下着

災害時には、上から何が降ってくるのかわかりません。自分の身を守るためにも防災ずきんやヘルメットが役に立ちます。手の怪我を防ぐ軍手、また、東日本大震災では、お風呂に何日も入ることができませんでした。避難生活がどのくらい続くかわからないので、肌着も準備することが必要です。

また、防災ベストを着用することで、避難時や避難所において視覚障害があることを周囲に知ってもらうことができます。

- ・緊急連絡カード、障害者手帳の写し

緊急連絡カード（氏名、住所、家族の名前、生年月日、かかりつけの医療機関名、常備薬の種類）などを記載し、また、視覚障害の特性に配慮した援助を受けるために障害者手帳の写しを準備しておくと便利です。

- ・タオル、ティッシュペーパーやウェットティッシュ

タオルは体を拭いたりする他、座布団などの代わりにもなります。また、東日本大震災では、視覚障害者が知らない避難所で生活するため、普段よりも周囲を触って確認するが多くなります。断水により手を洗うことも難しかったため、ウェッ

トイティッシュを持って行けばよかったという意見が多くありました。

- ・現金

行政や視覚障害者の支援団体からの支援金や見舞い金が支給されるには時間がかかるので、災害時にも買い物や公衆電話で安否確認ができるように現金を用意しておく必要があります。

- ・笛やブザーなどの緊急用具

災害時に自分の居場所を知らせるために笛やブザーなどの緊急通報用具が役に立つことがあります。



(2) 家の中の安全対策

ポイント

- ・転倒の恐れがある家具、家電には転倒防止を
- ・ガラスには飛散防止フィルターを
- ・建物内では出口までのルートを確認

阪神淡路大震災では家具の下敷きになって犠牲になられたり、大けがをされた方が多数にのぼりました。東日本大震災でも、大きな揺れを伴ったために、家具の転落やガラスが飛散したところも多くありました。大災害時、特に視覚障害者は、倒れてくる家具や飛び散るガラスを避けることは困難です。身を守ることはもちろん避難経路を確保するためにも次のような安全対策が必要です。

①家具の倒れ防止

地震のときに物が落ちてきたり、倒れてきたりしても大丈夫な安全な場所を確認しておきましょう。

タンス、戸棚や食器棚など転倒の恐れのある家具、テレビなどの家電製品、落下の恐れがある照明器具をつっぱり棒などで固定し、転倒防止をしておくことが必要です。食器などが落ちてこないよう家具の扉をストッパーで閉じておきましょう。

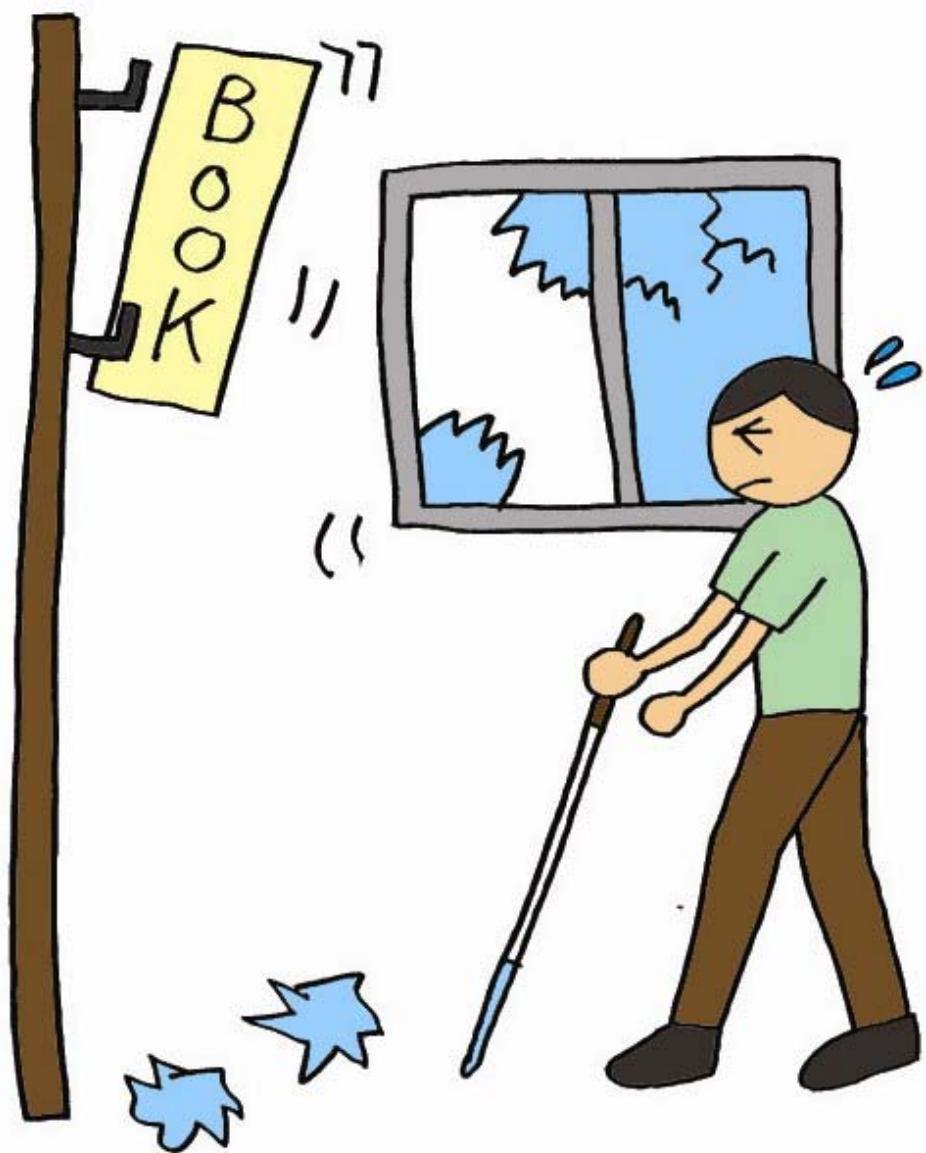
②ガラスの飛び散り防止

重いものを下に、軽いものを上に収納して落下物による怪我を防止する。ガラスには飛散防止のために飛散防止フィルターを貼りましょう。

③その他の対策

建物内では、出入り口までのルートを確保しましょう。

また、家の中は音で知らせてくれる火災報知器を設置しておきましょう。



(3) 安全な避難のために

ポイント

- ・災害時、近所の方から支援を受けられる関係づくりを
- ・防災訓練は、目が見えない、見えにくいからこそ必要
- ・支援を受けられる場所がどこにあるかを確認しておく
- ・日頃から障害者団体を利用しましょう

①日頃からの近所付き合い

緊急時、側にいてほしい人はまず家族です。一人暮らしや家族がいても不在のときや、家族も支援が必要なときには近所の方々の助けが得られるかどうかで生死が分かれます。

災害時には、交通網の寸断、通信手段の混乱などで、消防、警察、行政の職員、民生委員の救助がすぐに受けられない可能性が高くなります。そんな時に頼りになるのが、近隣住民です。東日本大震災でも近隣の住民と一緒に避難したことや支援物資をもらった人が多くいました。このような支援が期待できる関係を日頃から築いておくことが大切です。

なお、防災のための自主的地域の活動に積極的に参加し、災害時に支援が必要なことを理解してもらうことが重要です。また、自治会、自主防災組織、民生委員にも災害時に支援が必要であることと、必要な支援の内容を理解してもらいましょう。

②避難所の確認と地域の防災に関する取り組みへの参加

避難所がどこにあるのかを知っておく必要があります。そして、地元の防災訓練に参加して、避難場所や避難場所までの経路、避難方法を確認しておきましょう。訓練に参加しなくても良いと言われることがあるかもしれません、「目が見えない、見えにく

いからこそ、必要なんです。」と、積極的に参加しましょう。

東日本大震災では、多くの人が事前に避難所がどこに設置されるのかを知りませんでした。災害時に冷静な判断をし、安全に避難するためには、避難所がどこにあるのかを知っておく必要があります。実際にその際には狭い道は、建物の倒壊などで通れなくなることがあるため、できるかぎり広い道を確認し、危険と思われるようなブロック塀や避けた方が望ましいところを事前に確認することをお勧めします。

その他、交番や駐在所、市役所、消防署、病院など、災害時に支援を受けられそうな場所を調べて、メンタルマップ（頭の中で描く地図）を作成しておくといざという時に役に立ちます。

なお、日頃から地域の視覚障害者団体や、社会福祉協議会等の福祉団体を利用すること、福祉団体や自治体の要援護者名簿に登録することをお勧めします。東日本大震災では、日頃、福祉団体を利用していた人は、車で見回りをしていた福祉団体の職員に声をかけられ、その車に乗ることができたため、津波を免れて避難することができました。

災害発生に備えて、家族や身近な人と具体的な避難方法、避難経路、連絡方法、役割分担などを話し合っておきましょう。

また、医療機関や福祉サービス事業者にも緊急時の対応について相談しておくことをお勧めします。

(4) 適切な支援を受けるために要援護者登録を

震災発生後は迅速な安否確認が求められます。そのためには行政を初めとする支援者は、地域の視覚障害者の所在を把握することが必要です。

阪神淡路大震災以降、自治体においては「災害時要援護者支援体制マニュアル」が作成され、要援護者に対する災害時の避難に關し、名簿を作成し安否確認、避難誘導等に利用するとしていました。その中で災害時は、迅速に安否確認を行うために、個人情報を第三者（障害者団体）に提供することとしています。

本連合の調査では、視覚障害当事者の多くが災害などの緊急時には個人情報を開示してもかまわないという結果がでていますが、東日本大震災では、行政側が個人情報の保護に過剰な反応を示し、情報を開示しないことがありました。

自治体によっては要援護者名簿を作成していない自治体や、高齢者、妊婦、障害者全体の名簿を作成しているところがあり、視覚障害者のみの名簿を視覚障害者の支援団体に提供できませんでした。

要援護者の名簿を作成するにあたっては、行政では、3つの方式があります。東日本大震災では、地域で視覚障害者がいることを把握していなかった自治体や、自分に視覚障害があることを知られたくなかった視覚障害者がいましたが、災害発生時は、何よりも命を守ることが大切です。そのためにも、自治体、民生委員、近隣の住民や支援者に対し、自分が視覚障害者であることを伝える必要があります。そうすることで、災害発生時にはすぐに駆けつけられる準備ができます。

また、避難後に迅速な安否確認ができ、必要な支援を受けられるためには、視覚障害者団体の会員になることや、点字図書館などを利用していることが第一です。ところが、団体の会員や、点字図書館利用者は、多いところでも身体障害者手帳所持者の2割

以下です。自治体は災害時には、視覚障害者のリストを信頼ができる視覚障害者団体に提供し、安否確認と支援を実施する仕組み作りが必要なことが今回の大震災で再認識されました。行政、支援団体が協力していくことが今後の課題とも言えます。

(※参考) 要援護者登録の3つの方式

(※自治体によって異なります。)

○同意方式

関係者等が要援護者本人に直接働きかけ、本人の同意を得て、必要な情報を把握する方式です。要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、同意が得られない場合には、情報収集ができないということが課題となります。

○手上げ方式

要援護者の避難支援「個別」プランの登録制度について周知した上で、自ら登録を希望する要援護者について、避難支援「個別」プランを作成する方式です。要援護者本人の自発的な意志を尊重しており、必要な支援内容等もきめ細かく把握できる反面、登録を希望しない者の把握が困難であり、要援護者となり得る者の全体像が把握できない恐れがあります。

○共有情報方式

市町村において、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を、防災関係部局等も共有する方式です。原則禁止である本人以外からの個人情報の収集及び個人情報の目的外利用・提供となりますので、個人情報保護条例の例外規定として整理することが必要となります。この場合、共有した情報を分析の上、一定の条件の設定により要援護者を特定及び把握し、福祉関係部局や防災関係部局との連携の下、避難支援「個別」プランを作成します。

なお、条件に該当する要援護者について、福祉関係部局が、緊急連絡先や、要支援内容等を把握している場合は、共有情報方式により防災関係部局との共有が可能となります。同情報を共有できる者が限定されます。また、特定された要援護者が必要とする支援内容等をきめ細かく把握するためには、同意方式と同様に、直接本人からの確認作業が必要となります。



3. 避難所における支援のあり方

(1) 避難先を知るには

ポイント

- ・避難経路と避難所を事前確認しておくこと
- ・避難経路はいくつか覚えておくこと
- ・福祉避難所を確認しておくこと

災害時の安全確保と支援を受けるためには、普段から避難所を把握しておく必要があります。東日本大震災では、地域に指定されている避難所を知らなかった方が多く、迅速に避難することができませんでした。災害発生に備えて家族や身近な人と避難経路と避難所を確認しておくことが必要です。その際には、避難所がどういう施設なのか、個別の支援員、（保健師、介助者）がいるか、また避難ルートを覚えるために、事前にいくつかの経路も歩いてみることが必要になります。

また、視覚障害者は多くの人が避難している避難所では生活するのが困難なこともあります。各自治体では、避難所での生活が困難な障害者のために福祉施設等の避難所を設置するところもあります。事前に、地域の福祉課へ災害時の福祉避難所についても確認をしておくことをお勧めします。視覚障害者のための福祉施設が福祉避難所として設置されていることもあります。東日本大震災では、視覚障害者がこの福祉避難所を知っている人が少なく、避難所生活は長期化する場合もあるので、視覚障害の特性に配慮した支援が受けられる避難所を知っておくことも必要です。日頃から様々な媒体により、福祉避難所についてお知らせすることができる体制つくりが今後の課題だとも言えます。

(2) 避難所で生活をする上での問題点

ポイント

- ・体育館等の避難所では通路が確保されていないこと
- ・トイレへの移動や利用が非常に困難なこと
- ・情報提供は張り紙が中心になること
- ・食事の配給を受け取りに行かなければならぬこと

避難所では、地域から多くの人が避難してきます。多くの避難者がいること、また通路が確保されていないこと、また、体育館などの大きな空間にいると、自分の位置を把握することが困難で視覚障害者にとっては非常に過ごしにくいこともあります。自分の位置がわからないことで、トイレの場所がわからなくて他の人に介助を頼めず在我慢してしまうことも多くありました。トイレの使用方法についても便器の位置や流し方がわからない、また、流すことができず、備え付けの袋に紙をいれる避難所もあり、視覚障害者にとっては利用しにくいトイレが多くあります。

また、避難所の情報は張り紙による情報提供が中心になります。情報を確認しにくいことから、食事の配給等の情報が分からず、入手できなかったことや、入手しても食事を途中で落としてしまったこともあります。

避難所では行政や社会福祉協議会の職員や責任者に自分が視覚障害者であることを伝えて、充分な支援を受けられるようにしましょう。

①避難所で求める支援

- ・移動時の介助等が受けられるように
トイレは大変で、特に個室の内部の把握と処理方法を充分に

伝えてもらう必要があります。夜間や混雑時のトイレへの移動、食事や支援物資の配付される列に並ぶことが困難なので個別配付などの援助を受けられるようにする必要があります。

・区分けされたスペースの提供

トイレに行きやすい場所などを優先的に確保してもらうこと、小さな部屋を割り当ててもらうことや間仕切りの利用や移動しやすい場所を確保してもらうことが必要です。

・視覚障害の特性に配慮した情報の提供

避難所での情報提供は、張り紙を壁に貼るのみのところが多く、貼った時だけ担当者がアナウンスするため視覚障害者にはわかりにくいものでした。個別に情報提供してもらうなど視覚障害に配慮した支援が必要です。

東日本大震災では避難所での生活が困難なため、全壊や半壊している自宅に戻ってしまった人もいます。避難所に指定されていないと食料や支援物資が届かないので、自治体に相談が必要になります。避難所での生活が困難な人を対象にして福祉避難所が用意されており、社会福祉施設が指定されています。多くは、社会福祉施設で介助者やバリアフリー化はある程度進んでいますが、介護が中心で視覚障害者の理解のないところが多いです。防災訓練等に参加した時や他の機会を見て、事前に避難所の使い勝手を確認しておいた方がいいと思います。

地域で福祉避難所が指定されていない場合は、視覚障害の特性を理解しているスタッフがいる施設が福祉避難所に指定されるように自治体に働きかけましょう。

(3) 災害の情報を得る方法

ポイント

- 災害情報の入手は・・・
 - ・地域の防災放送から
 - ・テレビやラジオから
 - ・近所の人から
 - ・自治体や視覚障害者団体から
 - ・携帯電話やパソコンから

災害が発生した時は、どのような災害なのか、避難をすべきかどうか、どのくらいの被害があるのか、地域はどのような状況にあるのかなど、できる限りの情報を収集しなければなりません。それらを瞬時に把握し、避難をするのか、屋外で待機するのか、屋内で待機するのかなど状況に応じた的確な判断が求められます。

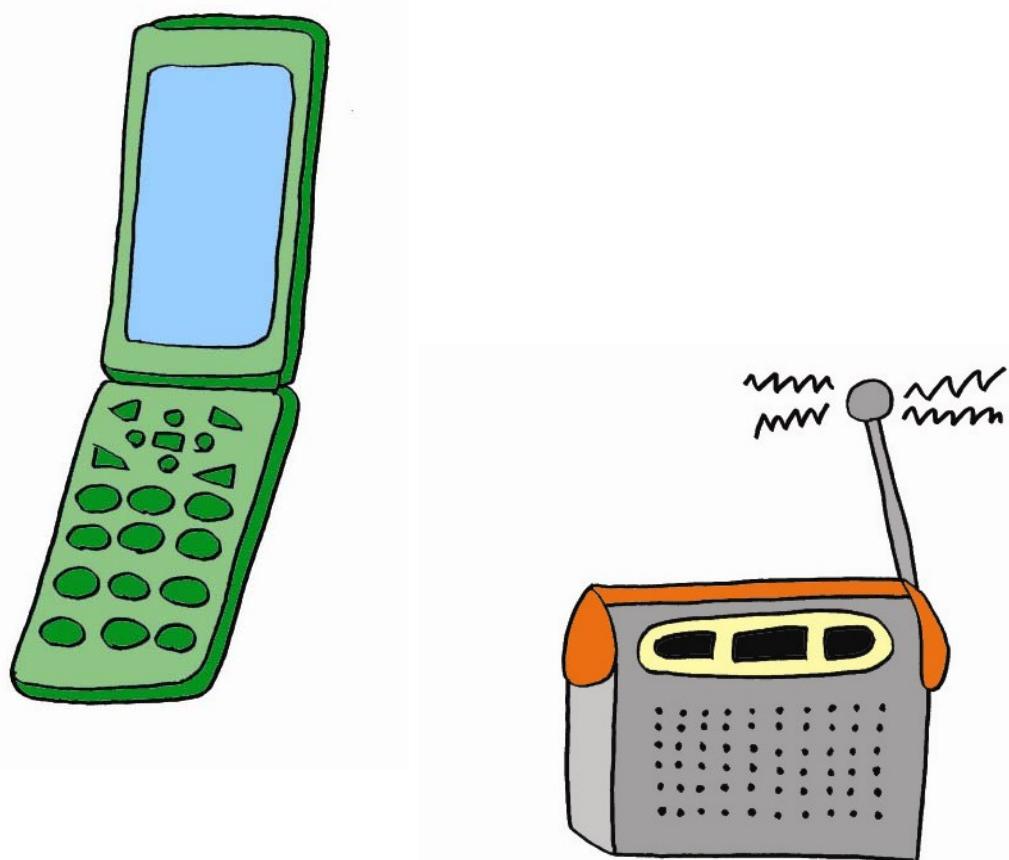
防災放送による、災害に関する情報提供は、風向きにより聞こえにくく、災害で防災放送のスピーカー自体が壊れてしまうこともあります。テレビからの情報では、緊急を知らせるチャイム、字幕が表示されるのみで、視覚障害者には分かりにくいため、災害時、視覚障害者はラジオからの情報が頼りになります。

東日本大震災では、海岸近くに住んでいた方が地震の後、津波を想定して玄関を飛び出したところ、日頃からお付き合いのある向かいの家の方に声をかけてもらい、一緒に避難所に避難をしました。

また、視覚障害者支援対策本部が、被災した視覚障害者に支援活動をしている中で、自治体の障害福祉課や視覚障害者団体を活

用していない人の中には、視覚障害者のための音声時計や音声体温計等の日常生活用具を知らない人が多くいます。情報を得る上で、隣近所の人、地元自治体の障害福祉課、地域の視覚障害者団体とのつきあいが大きな役割を持ちました。

なお、日頃から携帯電話や可能ならパソコンにも慣れておくことも大切です。災害時には、多くの情報が行き交います。その中から視覚障害者に適した必要な情報を自分で処理して、情報収集ができるようにしておくことが大切です。



(4) 安否確認の方法

ポイント

- ・視覚障害者団体が支援と安否確認をしてくれる
- ・現状では視覚障害者全員への安否確認は難しいこと
- ・個人情報保護法と、縦割り行政

東日本大震災では、被害が甚大であったため、行政や社会福祉協議会、民生委員による見まわりどころではなく、被災地では視覚障害者の安否確認が難しい状況がありました。唯一安否確認と支援を行ったのが、視覚障害者団体でした。ところが、使用した名簿は組織に加入者の会員名簿であるため、安否確認は迅速にできたものの、その数は一部にすぎませんでした。

宮城県内のある被災した市では災害後すぐに、視覚障害者団体に所属している約20名の安否確認を実施しました。連絡を受けた会員は、自分自身が誰かに心配されていること、大丈夫だったかどうか声をかけてもらったことにより、災害時に安心することができました。

その市は400名の視覚障害者がいます。その他約380名の安否確認をするため、市に掛け合って名簿の入手を試みましたが、個人情報保護法と、障害者手帳が県の管轄であるとして、市に在住の視覚障害者の名簿を入手することはできませんでした。視覚障害者団体では安否確認をしたくとも現状では難しい問題が多くあります。

また、安否確認に必要な氏名・住所・連絡先や障害種別についてはプライバシーと大きく関わってきます。自分が視覚障害者であることを地域の人や、自治体、視覚障害者団体が、把握していなければ災害時には、安否確認を行ってもらえない。自分の知

らない所で、行政が視覚障害者団体や、地域の人に名簿を提供することに不安を感じてしまうかも知れませんが、何よりも大切な命を優先し、自ら視覚障害者であることを伝える必要があります。

なお、行政も障害のある人のプライバシーを確保しつつも、迅速に安否確認とニーズの把握を行う必要があることから、名簿の開示方法を検討するとともに、日頃から障害者団体や社会福祉協議会との連携をとっておくことが今後の課題であると言えます。



4. 仮設住宅・借り上げ住宅

(1) 仮設住宅・借り上げ住宅

ポイント

- ・ 仮設住宅の募集はいつ行われているのかわからない
- ・ 障害者の優先入居
- ・ 周辺道路は歩きやすいところを希望すること
- ・ 角地やわかりやすいところを希望すること
- ・ 公共交通機関が利用しやすいところを希望すること

東日本大震災では、家が全壊、半壊し、住むことができなくなり、すぐには家を建て直すことができない人が多くいました。その人達のために仮設住宅や借り上げ住宅が設けられています。借り上げ住宅は被災世帯が入居する民間賃貸住宅を、県が借り上げ、一定額の家賃や共益費などを2年間負担する制度で、国費と県費でまかなう制度です。

仮設住宅では障害者を優先的に入居させてくれる自治体も多くあります。仮設住宅の入居の案内は、避難所の掲示板やホームページ、広報紙などで知らせることが多く、情報を入手するのは難しいです。自宅での生活が困難な場合は避難所の責任者や自治体の職員に仮設住宅へ入居したい旨を伝えることが大切です。視覚障害者にとって利用しやすい仮設住宅・借り上げ住宅を希望し、周辺道路は歩きやすく、わかりやすい場所等、具体的に伝えましょう。

また、仮設住宅や借り上げ住宅では、今まで住んでいた場所から、遠くに割り当てられることもあります。環境が全く変わって

しまいますので、その新しい地域でも移動ができるよう、改めてメンタルマップ（頭の中で描く地図）を作成するなどの自立した生活を送ることが求められます。



(2) 仮設住宅・借り上げ住宅における課題

仮設住宅・借り上げ住宅については次の課題が上げられます。

・入居者募集の広報

仮設住宅や借り上げ住宅の入居募集案内は、ほとんどが避難所の掲示板に貼ってあることや、行政のホームページに掲載するのみであり、視覚障害者が入居の情報を取得するのが難しい。

・障害のある人のためのバリアフリー化

仮設住宅において言われているバリアフリー化は、一般的な玄関、トイレ、浴室などの段差にスロープや手すりを付けることです。しかし、視覚障害の特性に配慮されたバリアフリーは少し異なります。そのため、自分自身が利用しやすい位置や場所。歩きやすいところなどは具体的に入居前に要求しなければなりません。

また、借り上げ住宅は一般のアパートやマンション、公団が指定されていることが多いので、視覚障害者に適したバリアフリーになっているとは言えません。

なお、仮設住宅であれば、周りの人達も災害で避難している方ですので、情報交換や、周辺とのコミュニケーションを取りやすいことが利点としてあげられます。借り上げ住宅では、近隣は一般の人ですので、情報交換や、コミュニケーションは難しくなりますが、周囲から干渉されずにプライバシーの確保という利点があげられます。

・福祉サービスについて

仮設住宅や借り上げ住宅では、障害者のための支援員が常時配置されているわけではありません。近隣の住民に視覚障害者であることを伝え、援助や支援を受けることが大切です。

・鍼灸マッサージ業に関して

多くの視覚障害者は鍼灸マッサージ業を営んでいます。災害時、仮設住宅で、鍼灸マッサージ業を行うことが認められてい

ます。東日本大震災では、実際に仮設住宅において、鍼灸マッサージ業を行った人がいますが、その申請基準は一般的な治療院と同じ基準を満たさなければなりません。仮設住宅はあくまで、一時的な居住を目的につくられたものであることから、普段の居住空間に、待合室と治療室を仕切らなければならず、狭い仮設住宅の中では非常に困難です。

・騒音等について

仮設住宅は一時的な居住の安定を図ることが目的で立てられていますので、壁や屋根は薄く、車の音や近隣の声が聞こえ、ドアの閉まる音や、人が歩く音、振動が伝わって、聞こえてしまします。音に敏感な視覚障害者にとっては、厳しい環境であると言えます。

また、壁や屋根が薄いため、冷暖対策をとる必要があります。

・入居期間について

仮設住宅等の入居期間は原則2年間とされています。阪神淡路大震災においては、仮設住宅の入居期間が延長されました。

また、東日本大震災では、原発事故により入居されている方への対応や、復興の遅れている地域の方に対し、延長されると思われます。借り上げ住宅は一度入居すると、他の応急仮設住宅（公営住宅や借上げ住宅等）への転居は、世帯分離した場合も含めて原則認められていないなど、厳しい条件がありますので、仮設住宅と借り上げ住宅のどちらにするか、家族で充分に検討してから申し込む必要があります。

・適正な利用について

仮設住宅を実際には利用せずに倉庫代わりに利用しているケースがありました。無人なことを良いことに関係のない人が住み、治安の悪化を招いてしまいます。本来は、自宅に住むことが困難な人達のための仮設住宅ですので、居住以外の利用は厳しく取り締まることが必要です。

(3) 仮設住宅・借り上げ住宅への入居

仮設住宅や借り上げ住宅の入居については、避難所の責任者や地域の人から情報提供を受けられる体制をつくっておくことが重要です。また、入居申込の際は、自分に視覚障害があることを伝え、入居の際には、利便性の高い場所へ入居できるよう依頼しましょう。

- ・バス停や駅の近く等、公共交通機関を利用しやすい場所であること。
- ・同じかたちの仮設住宅の中で、どこが自宅かわかりやすい場所であること。
- ・白杖でも歩きにくい砂利道部分の歩行がなるべく少ない場所であること。
- ・訪問者の確認が困難なため、インターホンが必ず設置されていること。

以上が最低限ある場所に入居できるように依頼しましょう。

一般的にバリアフリー化された仮設住宅は、手すりやスロープが設置されているのみで、車椅子対応と考えていた方が良いと思います。バリアフリーという言葉ではなく、移動しやすい等、利便性の高い場所を選びましょう。

鍼灸マッサージ業を仮設住宅で営む際には、他の避難している方々の健康の増進のためにもいいことを伝えて、仮設住宅内の集会所を使わせてもらうことなども責任者の方に相談してみるといいと思います。

5. 災害後の生活

(1) 自治体の説明会

災害に関して自治体では、地域の住民に対し、説明会を実施しています。開催場所や開催日時などその広報の方法は、主に広報誌とホームページへの掲載によるものでした。視覚障害者の多くは広報誌を自分で見ることはできませんし、ホームページの確認も容易ではないため、説明会の開催情報を知っていた視覚障害者はほとんどいません。

また、説明会というものの自体が実施されていることを知らない人もいます。実際に説明会の開催日時を知ってもその場所まで一人で行くことが難しいため、説明会の情報とともに開催場所までのガイド、資料の拡大文字や点訳といった援助も必要になります。

東日本大震災では、災害に関する説明会に何度も参加されていた人がいました。その人は、家が市役所からすぐ近くにあること、家族に晴眼者がいることと、またその自治体が携帯メールによる情報配信をしていたため、説明会に参加できました。なぜなら、情報と移動の条件が満たされていたためです。その他の人ほどんど参加ができずにいて、事前にお知らせいただき、自宅の近くで説明会を開催するか、説明会までの移動手段を確保してほしいという意見を持っています。

説明会は今後の市の状況や、今後受けられる支援の申請方法など、大切なものですので、障害者の有無に関係なく地域の住民が誰でも参加できるように開催方法、情報提供の方法を考えいただき、参加の希望を自治体に強く訴えていくことも必要になります。

(2) 支援情報の入手

支援情報の入手については、行政のどこに情報を聞いたら良いのか迷うことがありました。そのため、自治体は、テレホンサービスを設置し、情報提供をすることを求められています。

支援情報については、避難所から離れると、個人にまで広くいきわりにくく、どうしたら良いか困ることが多くあります。また、墨字で届いた文書を読むことができずに情報を得られない場合もあります。そんな中、市役所のメール配信サービスに登録したり、視覚障害者団体とやり取りをしたり、近所の人とうまくコミュニケーションをとることで支援情報がうまく得ている人がいます。また、福島県などでは在宅者への読み書き支援の取り組みも始まりました。自治体や、視覚障害者団体、福祉団体などに相談し、情報を得て、自分自身に一番合った利用しやすい支援を利用しましょう。

支援情報の入手については、行政から障害特性に配慮された提供方法（点字や録音物）により情報を取得するとともに、自ら積極的に、コミュニケーションを図り、行政以外からも情報を得ることをお勧めします。

(3) 視覚障害者への援助

東日本大震災において、行政はどこに視覚障害者が住んでいるか、どの人が視覚障害者かの把握が明確にできているとは言えませんでした。支援体制においても、視覚障害に配慮した支援体制が確立されてはいませんでした。

現状では、ただ待っているだけでは、思うような援助は届きません。行政に対し、視覚障害者の名簿と支援体制の整理を要求するとともに、日頃から近隣に対し、自分に視覚障害があるということを明らかにし、周囲の協力を得ることをお勧めします。見え

ない、見えにくいことから、情報収集は大変ですが、可能な人はできるだけ努力もしていくことが大切です。

また、家族に晴眼者のいる場合であっても、24時間家族と一緒にいることはありません。今回の視覚障害当事者の調査分析結果では、晴眼者の家族がいる方と、いない方をクロス集計した結果、両者ともに求める支援がほとんど同じでした。晴眼者の家族がいてもいなくても周囲とのコミュニケーションを図り、援助してもらえる工夫をすることが必要です。

(4) 災害後の収入

災害後の収入については、元々多くの視覚障害者が高齢であることから、公的な補助以外に収入を得ている人はあまりいません。災害前に仕事に就いていた人のほとんどが災害後に職を失い、そのまま離職、休職しています。そのため、公的な補助以外に収入を得ている人の場合であっても、以前の収入から格段に減少している人がいます。

東日本大震災後、やっとの思いで元の場所に鍼灸マッサージ治療院の経営を再開した人がいますが、元々顧客の多くが近隣住民であったため、被災地に住民が戻ってこないことから災害前に比べて、仕事の収入が60%以下になってしまいました。

視覚障害者の災害後の収入については、仕事に就いている人は、公的な補助と少しのあはき業の収入で生計を立てています。大半の視覚障害者は、高齢で仕事には就いていなく、年金と家族の支えにより生活しています。災害後の収入については、見通しが立たず、多くの人が今後の生計の心配をしています。

(5) 災害後の就労・就職活動

視覚障害者の多くは高齢で、現在仕事をしていない人も多くいますが、震災により災害前に仕事に就いていた人のほとんどが仕事を失いました。

震災前はサウナ店のマッサージ師として働いていましたが、震災により就労先が被害を受け、働くことができなくなり、現在NPO団体が運営している野菜販売所で手伝いをしたり、ボランティアでマッサージをしたりしている人もいます。その方は、職安に話をしにいってもなかなか仕事に就くことができず、町の職員に現在アプローチをしているそうです。震災前に働いていたところで働ければそこで働きたいという希望もありますが、現実はなかなかうまくいきません。

このような、震災により職を失った視覚障害者のために、行政にも早急な対策を求めていますが、糸口はなかなかみえてきません。

また、視覚障害といつても一様ではなく、全盲、弱視、色盲、視野狭窄、中心暗転など様々で、その程度も異なります。そのため、障害の内容や程度によってもできる仕事が異なり、職場の理解も必要になります。

労働意欲はあるものの、災害で働き先が被害にあい働くことができなくなってしまった人にとって、またもとの地域で同じような仕事に就くことは厳しく、離職期間が長くなればなるほど再就職の道は遠くなります。

視覚障害者の多くが鍼灸マッサージの職に就いていることから、自宅で開業を再開している人や鍼灸マッサージを含む勤務についている人もいますが、未だ求職中の人も多くいます。一般の人でも仕事を見つけるのが難しい中、再就職を求める視覚障害者一人一人のことを考えて、なおさら行政はしっかりと主導して障害者の働く先を探してほしいと思います。

(6) 復職までの道のり

災害で、職を失った人の多くは、鍼灸マッサージ業で生計を立てていました。これらの人々の多くが、災害により自ら経営していた治療院が壊されて営業ができなくなったり、勤めていた治療院が営業できなくなり解雇されています。

復職するためには、再度自ら治療院を経営する場合においても、災害すでに固定客が離散してしまっていることから、厳しいものがあります。また、資金面において補助金が得られずに苦労しています。仮設住宅では、広さや保健所との問題、施設はあるものの設備が整っていないなど、なかなか開業できないのが現実です。勤めていた治療院を解雇されたマッサージ師は、ボランティアなどでマッサージを行い働く場を探そうとしていますが、定期的な収入源にはならず、苦労しています。少しでも災害前の状況に戻そうと、努力を続けており、自治体による就労支援が期待されています。

なお、復職までの道のりは大変です。落ち込んでしまうこともあります、そういうときは集会所へ行くなどしてリラックスしましょう。

(7) 就労支援

自治体からの就労支援について、自治体で募集される臨時の就職については、視覚障害者に配慮したものはほとんどありません。就労支援はあるものの、視覚障害者に対応したものではないために被災して職を失った視覚障害者は、就労に関する援助をなかなか受けられずにいます。

治療院開業者に対する再建のバックアップや市役所の中でのマッサージや会社のマッサージ、パソコン関係の仕事を増やし、視覚障害者の職業の就労斡旋など視覚障害者の働く場を作って欲しいという希望があります。

支援団体や関係機関等でも、ボランティアとして、視覚障害者の雇用に力を入れてくれているところもありますが、長期的な確かな雇用にはつながるものではありません。そのために視覚障害者自身も、自分たちにどのような仕事ができるのか。また、どのような援助をしてほしいのかをもっと明確に強く行政へ働きかける必要があります。

6. 視覚障害者同士のつながり

(1) 災害に関する視覚障害者のコミュニティ

被災地にある視覚障害者団体会員の方からは、災害に関する視覚障害者のコミュニティを立ち上げてほしいという意見が多くありました。会員以外の方からは、自分に視覚障害があることを知られたくない方もあり、反対の意見もありましたが、災害時に視覚障害者が集まるような場、孤独になりがちな避難所や、仮設住宅等において、話しやすい環境を作ることが大切です。実際の避難の体験談や、現在被災して苦労していること、また支援情報などを交流し、仲間と同じ話をすることで安心することができます。

また、同じ障害のある人の意見や考えを知ることができ、今後の行政への援助をどのように求めていくべきかについても話し合うことができます。一人で何でも行おうとするのではなく、視覚障害者同士で力を集めてこのようなコミュニティを作り、災害で受けた心のケアをすることができます。

(2) 視覚障害者団体とのつながり

現在、視覚障害者のすべてが視覚障害者団体に加入しているわけではなく、加入している人はほんの一部に過ぎません。災害時にかかわらず、日頃から視覚障害者団体や施設を利用すると、様々なサービスや相談支援、視覚障害者施設を利用することができます。その中で友人関係を持つこと、スポーツ、文化活動をすることができます。この災害時も安否確認については、視覚障害者団体が持っている情報のみで、広く行うことはできませんでしたが、「無事ですか？」と、いう電話をもらった多くの会員が嬉しかったと言っています。視覚障害者と行政、団体や施設がよりつながることで、普段の生活支援から、災害時の支援をより良いものにできると思います。

災害時には、行政と視覚障害者団体が視覚障害者のために活躍できるようなシステムをつくり、団体の重要性を理解してもらい、より多くの方に利用していただくことが必要です。視覚障害者、行政、団体や施設が連携し、地域の視覚障害者のことについては、視覚障害者団体が把握をし、常に団体において支援活動や連絡、援助活動が行える体制づくりについて、地域で真剣に検討していくことが求められています。



7. アンケート結果

(1) 当事者へのアンケート結果

①調査の目的

東日本大震災で、特に被害が大きかった岩手県・宮城県・仙台市・福島県に在住する視覚障害者の災害発生時とその避難生活でどのような状況に置かれたのか、また困ったことは何かを分析することを目的とした調査。

②調査の実施方法

日本盲人会連合加盟団体（岩手県・宮城県・仙台市・福島県）の会員に対して、墨字と点字調査票によるアンケート調査を実施。

○調査期間：平成23年12月27日（火）から

平成24年1月25日（水）

○調査依頼数：80件

③調査項目

問1．あなたの性別をお教え下さい。

1. 男 2. 女

問2．ご家族に晴眼者の方はいますか。

1. います 2. いません

問3．救援活動を円滑に行う為に、災害時にあなたが視覚障害（要援護者）であるという個人情報を開示してもかまいませんか。

1. 開示してもよい 2. 開示されでは困る

問4．今回の災害でどのような被害を受けましたか。

1. 全壊 2. 半壊 3. 流失 4. 床上・床下浸水

5. 原発等による退去

6. その他 ()

問5. 今回の震災の発生及び状況をどのようにして知りましたか。

1. 近所の人から知られた
2. TV・ラジオの放送で知った
3. 自治体からの広報で知った
4. その他 ()

問6. 現在は、どこにお住まいですか。

1. 自宅
2. 仮設住宅
3. 知人・親戚宅
4. その他 ()

問7. 避難所生活で、困ったことについて、お答え下さい。

- 1) トイレについて困ったことは次のうちどれですか。
 1. トイレの場所
 2. トイレの使用方法
 3. トイレへの移動
 4. その他 ()
- 2) 食事について困ったことは次のうちどれですか。
 1. 配給等の情報
 2. 入手できなかった
 3. 飲食場所
 4. その他 ()
- 3) 移動について困ったことは次のうちどれですか。
 1. 外出ができなかった
 2. 避難所内で身動きがとれなかった
 3. 移動するときに手引きの支援が受けられなかった
 4. その他 ()

問8. 避難所での支援のあり方についての希望を教えてください。

1. 個別支援員の配置
2. 個別の情報伝達
3. その他 ()

問9. 第2次避難所（ないしは福祉避難所）についてお聞きします。

- 1) 第2次避難所（ないしは福祉避難所）に移動しましたか。
 1. はい
 2. いいえ

2) 塩原や国リハなどの視覚障害関連施設が避難所に指定されたことを知っていましたか。

1. 知っていた 2. 知らなかった

3) 2) の回答で、知っていた方にお聞きします。そこへは避難しましたか。避難しなかった方は理由をお聞かせください。

1. 避難した 2. 避難しなかった

避難しなかった理由 ()

問10. 現時点で、外出において、必要な援助についてお答えください。

1. 平成23年10月1日から実施された同行援護事業による支援で足りている

2. 利用時間が足りないので増加してほしい

3. 鍼灸マッサージの出張治療の際の介助

4. その他 ()

問11. 現時点で、仕事に復帰できていますか。できていない場合は、理由もお聞かせください。

1. 自宅での開業を再開している

2. 鍼灸マッサージを含む勤務に就いている

3. その他 ()

4. 未だ求職中である

(理由)

問12. 今回の震災で国、自治体、団体等からの支援で役立ったものは何ですか。

1. 義援金

2. 食料

3. 補装具または日常生活用具 (具体的に)

4. その他の支援物資 ()

問 1 3. 今回の震災で視覚障害者のために国や自治体にしてもらいたいことは何ですか

問 1 4. その他被災生活に関連して要望事項があればご自由にお書きください。

④調査結果：有効回答数 78 件

(岩手県 13 件 福島県 16 件 宮城県 29 件 仙台市 20 件)

問 1. 性別

1. 男 48 名 (62%) 2. 女 30 名 (38%)

問 2. 家族に晴眼者の方はいるか。

1. いる 57 名 (73%) 2. いない 20 名 (26%)

※無回答 1 名

問 3. 救援活動を円滑に行う為に災害時に個人情報を開示してもよいか。

1. 開示してもよい 76 名 (97%)

2. 開示されでは困る 1 名 (1%)

※無回答 1 名

問 4. 今回の災害でどのような被害を受けたか。

(複数回答可)

1. 全壊	34 名 (44%)
2. 半壊	24 名 (31%)
3. 流出	2 名 (3%)
4. 床上・床下浸水	15 名 (19%)
5. 原発等による退去	9 名 (12%)
6. その他	12 名 (15%)

その他の回答

・大規模半壊。 ・・被害は特に無かった。 ・・職場が半壊。

問5. 今回の震災発生及び状況をどのようにして知ったか。

(複数回答可)

1. 近所の人から知られた	16名 (21%)
2. TV・ラジオの放送で知った	48名 (62%)
3. 自治体からの広報で知った	9名 (12%)
4. その他	19名 (24%)

その他の回答

- ・携帯電話で知った。
- ・家族から教えてもらった。
- ・地震が発生したことで揺れにより気付いた。

問6. 現在何処に住んでいるか。

(複数回答可)

1. 自宅	36名 (46%)
2. 仮設住宅	20名 (26%)
3. 親戚・知人宅	2名 (3%)
4. その他	21名 (27%)

その他の回答

- ・借り上げ住宅。
- ・民間のアパート、マンション。
- ・市営住宅。
- ・特別養護老人ホーム。

問7. 避難所生活で困ったことについてお答えください。

1) トイレについて困ったことは次のうちどれですか。

(複数回答可)

1. トイレの場所	35名 (45%)
2. トイレの使用方法	22名 (28%)
3. トイレへの移動	37名 (47%)
4. その他	16名 (21%)

その他の回答

- ・トイレが汚れている。
- ・使用中のトイレでノックをしても返してくれない。
- ・断水のため不衛生。

2) 食事について困ったことは次のうちどれですか。

(複数回答可)

1. 配給等の情報	24名(31%)
2. 入手できなかつた	17名(22%)
3. 飲食場所	6名(8%)
4. その他	20名(26%)

※無回答 10名

その他の回答

- ・避難所には行かなかつた。
- ・家族が一緒だったので特に不自由なことはなかつた。
- ・お店に入つても買えなかつた。
- ・食事の袋を開封することができなかつた。
- ・食事をもらう際に上手く受け取れなくてこぼしてしまつた。

3) 移動について困ったことは次のうちどれですか。

(複数回答可)

1. 外出ができなかつた	27名(35%)
2. 避難所内で身動きがとれなかつた	26名(33%)
3. 移動するときに手引きの支援が受けられなかつた	10名(13%)
4. その他	15名(19%)

※無回答 10名

その他の回答

- ・避難所には行かなかつた。
- ・視覚障害者は晴眼者と違うことを理解して欲しい。
- ・現在の避難所では個別の支援が望めない。
- ・近くの道路の被害状況がわからなかつた。

問 8. 避難所での支援のあり方についての希望を教えて下さい。

(複数回答可)

1. 個別支援員の配置	39名 (50%)
2. 個別の情報伝達	39名 (50%)
3. その他	8名 (10%)

その他の回答

- ・避難所には行っていない。
- ・視覚障害者向けの指定避難所を作つて欲しい。

問 9. 第2次避難所（ないしは福祉避難所）について。

1) 第2次避難所に移動したか。

1. はい 15名 (19%) 2. いいえ 54名 (69%)

※無回答 9名

2) 塩原や国リハなどの視覚障害関連施設が避難所に指定されたことを知っていたか。

1. 知っていた 7名 (9%)

2. 知らなかった 63名 (81%)

※無回答 8名

3) 2) の回答で知っていた方は避難したか。

1. 避難した 0名 2. 避難しなかった 7名

問 10. 現時点でお出でにおいて必要な援助についてお答えください。

(複数回答可)

1. 平成23年10月1日から実施された同行 援護事業による支援で足りている。	16名 (21%)
2. 利用時間が足りないので増加して欲しい	8名 (10%)
3. 鍼灸マッサージの出張治療の際の介助	4名 (5%)
4. その他	34名 (44%)

※無回答 24件

その他の回答

- ・家族が手助けできない時に援助をして欲しい。
- ・補助があることを知らなかった。
- ・バスの増便、鉄道の早期復旧をして欲しい。
- ・行政から特に支援を受けていない。

問11 現時点での仕事に復帰できているか。

1. 自宅での開業を再開している	14名 (18%)
2. 鍼灸マッサージを含む勤務についている	7名 (9%)
3. その他	24名 (31%)
4. 未だ求職中である	21名 (27%)

※無回答 12名

その他の回答

- ・仮設住宅なので治療できるスペースがない。
- ・テナントを借りて営業している。
- ・廃業してしまった。
- ・施設はあるが設備が整っていない。
- ・在宅マッサージで働いている。

問12 今回の震災で国、自治体、団体等からの支援で役立ったものはなにか。

(複数回答可)

1. 義援金	68名 (87%)
2. 食料	22名 (28%)
3. 補装具または日常生活用具	25名 (32%)
4. その他の支援物資	14名 (18%)

役立った補装具または日常生活用具

- ・音声時計。 ・折り畳み式の白杖。
- ・拡大読書機。 ・点字器。 ・プレックストーク。 ・ラジオ。

役立ったその他の支援物資

- ・衣料。 ・家電。 ・レトルト食品。
- ・点字による被災者支援情報。

問 1 3. 今回の震災で視覚障害者のために国や自治体にしてもらいたいことは何か。

- ・個別支援員の配置（できれば車の運転もして欲しい。）
- ・各支援制度や生活関連等、情報の音訳、点訳をして欲しい。
- ・視覚障害者で特に一人暮らしの人を自治体は早く把握して避難したかどうか安否確認をして欲しい。
- ・同行援護事業について、震災時は利用条件等を緩和して欲しい。
- ・障害種別ごとの福祉避難所を設置して欲しい。
- ・治療院開業者に対する再建のバックアップをして欲しい。
- ・信号機など生活道路の早期整備復旧をして欲しい。
- ・視覚障害者に対して情報伝達が無かったので、支援体制を考え、今後は自宅に訪問して情報伝達をして欲しい。
- ・国からの支援金の増額をして欲しい。
- ・避難指示、誘導、安否確認をして欲しかった。
- ・自治体から視覚障害者に対して何の手助けもなかつたので、要援護者に対して支援して欲しい。
- ・視覚障害者にも公営住宅の早期建設と入居を実行して欲しい。

問 1 4. その他被災生活に関連して要望事項があれば自由にお書きください。

- ・仮店舗で働いているが、今後は復興住宅の中で仕事をしたい。
- ・仮設住宅での生活で、目印になるものがない。
- ・賃貸マンションで生活をする者には、避難所のようにコミュニケーションをとる手段がなく、孤独を感じたので何らかの訪問型の相談援助が欲しい。
- ・視覚障害者のための専用避難所を設置して欲しい。
- ・障害者に対する福祉サービスを充実させ安定した日常生活が送れるように配慮して欲しい。街づくり事業を早急に開始し、災害公営住宅等を建設してほしい。
- ・相談する窓口が多いので、できれば同じ人で生活から心の面まで何でも相談、支援してくれる方がいると助かる。

- ・避難所内において近くにいた方に援助を求めて「万が一怪我をさせたらいけないので手伝えないですよ」と断られて、大変困ってしまったので、障害者専用の場所を設けて欲しい。
- ・「ここに連絡をしたら絶対安心」という場所が欲しい。今回の震災での避難場所は病院で身の安全を確保できたが、避難所でないため食事をとることができず、5日間食べることができなかつた日々を思い出すと辛いものがある。
- ・部屋が狭すぎて視覚障害のため（中途失明）動きが取れずストレスがたまりやすい。仕事もできず、この冬外にも出られず精神状態が悪くうつになりそう。（仮設住宅、避難地での生活を余儀なくされている人々（特に障害者を含む災害弱者）に対する心のケアを考えていただきたい。）
- ・日盲連からもらった義援金は役に立った。生活再建のために義援金をきちんと貰えるようにして欲しい。
- ・治療所の修繕工事に際し、鍼灸は医療分野とされて、事業所修繕費の補助が受けられないことに愕然とした。
- ・視覚障害者も要援護者になるという情報を発信して欲しい。
- ・津波の場合は、携帯ラジオが一番頼りになった。
- ・タクシー乗車もあるが、乗り降りが早くできないと、嫌な顔をされたので、福祉関係の方からの送迎でも受けることができたら助かった。

⑤アンケート調査結果の分析について

○災害時の個人情報について

アンケート調査結果からは、78名中、76名（97%）の視覚障害者が、個人情報を開示してもよいという回答であった。

東日本大震災発生後、視覚障害者団体では安否確認のために個人情報の開示を求めたものの、個人情報保護法と、障害者手帳が県の管轄であること等の理由から、被災した自治体に住む視覚障害者の名簿入手することはできなかった。そのため、視覚障害

者団体の会員以外の多くの方が、どのような被害を受けているのか正確な情報を得ることができなかつた。1人でも多くの被災した視覚障害者が、適切な支援を受けられるようにするためには個人情報の開示が必要である。

一方、個人情報の開示については、自分の名簿が流れることに不安を感じる人もあるが、何よりも大切な命を守ることを最優先するためにも、災害時には、個人情報を開示する必要性について、理解を求めていくことも重要である。

○災害の発生状況の入手先について

災害の発生情報の入手について、テレビ・ラジオからの放送により入手した人が48名（62%）と最も多かつた。緊急時に、視覚障害者に情報を提供するときに最も確実な情報提供手段は、テレビ・ラジオではないかと考えられる。

今回の災害発生及び状況をどのようにして知ったかについて、自治体からの広報で知った人は、9名（12%）であった。日常的に自治体の広報を情報源としている人が少ない中、今回の災害に対する当事者からの要望では、自治体に情報提供の拡充として、ホームページなどによる情報提供のみではなく、音訳や点訳による個別の情報提供を行って欲しいという意見がみられた。

自治体の視覚障害者への情報提供について、自治体が行っている情報提供と、視覚障害者が求めている情報提供には差があり、視覚障害者は自治体による情報提供を頼りにしたくても頼りにしにくい点が伺える。

○避難所生活で困ったことについて

避難所生活において、トイレに行きたいときにどうするかという問題が一番にあげられ、その問題点はトイレの場所やトイレへの移動が最も多く、それぞれ約50%の回答であった。それ以外の問題として、トイレの使用方法による回答が22名（28%）

あり、その他、トイレが汚れている、断水のため不衛生という意見もあった。以上のことから視覚障害者は、トイレに行くことが大変で、さらにトイレにたどり着いても、使用方法がわからずには大変であり、トイレに関しては非常に問題が多かった。

避難所での食事では、情報入手について困った人が 24 名（31%）おり、避難所での情報がうまく入手できない人もいた。また、食事を入手できても、食事の袋を開封することができなかったり、食事をうまく受け取れなくてこぼしてしまったりした人もいた。

トイレや食事について、トイレに連れて行けば終わり、食事を渡せば終わりではなく、どうしたらトイレをきちんと使うことができるか、食事をきちんと食べられることができるかまで、配慮が必要となる。

○第 2 次避難所（福祉避難所）について

今回の災害にあたり、視覚障害者の避難先として第 2 次避難所の存在の必要性がクローズアップされたが、実際に第 2 次避難所に避難した人はどれくらいいるのか、第 2 次避難所の存在を知っていたかについて調査を行ったところ以下の結果が出た。

第 2 次避難所に避難した人は、15名（19%）で、避難しなかった人は 54 名（69%）だった。また、塩原や国リハなどの視覚障害者関連施設が避難所に指定されたことを知っていた人は 7 名（9%）のみであった。さらに、上記施設が避難所に指定されたことを知っていても、実際に避難をした人は 1 人もいなかつた。

ほとんどの人が、避難所に視覚障害者関連施設が指定されていたことを知らなかったことから、視覚障害者への情報提供が十分にされていないことが伺える。また、存在を知っていても避難した人がいなかつたことから、視覚障害者関連施設を避難所に指定するのみではなく、実際に被災した視覚障害者が避難しやすいようになることが必要である。

(2) 自治体へのアンケート結果

①調査の目的

東日本大震災において行政が、地域の視覚障害者やその支援団体に対して、どのように支援したのかを分析するための調査。

②調査の実施方法

岩手県・宮城県・仙台市、福島県の自治体に、調査票を郵送し、回答をメールまたはファックスで受けた。

○調査期間：平成23年12月27日（火）から

平成24年1月25日（水）

※平成24年2月15日（水）まで延長

○調査依頼数：124件

○調査対象：岩手県、宮城県、仙台市、福島県の行政

③調査項目

・自治体名 担当課 回答者 電話番号

問1．被災した視覚障害者の安否確認についてお伺いします。貴自治体ではどのように安否確認を行いましたか。

- 1) 行政や社会福祉協議会の職員、民生委員による見まわり。
- 2) 電話やメール・ファックス。
- 3) 特にしていない。
- 4) その他（自由記述）。

問2．視覚障害者の支援団体が被災者の支援活動を行う上で、貴自治体に対しどのような協力を求めましたか。

- 1) 名簿の開示・提供を求められた。
- 2) 支援物資の配付を求められた。
- 3) 要求がなかった。
- 4) その他（自由記述）。

問3. 問2の要求に対して貴自治体では応じることができましたか。

- 1) 名簿の開示・提供に応じることができた。
- 2) 支援物資の配付に応じることができた。
- 3) その他の要求について応じることができた。
- 4) 応じることはできなかった（以下にその理由を記述して下さい）。

問4. 貴自治体の避難所では、食事や支援物資の配付方法等についてどのように情報提供しましたか。

- 1) 掲示板などに案内を貼りつけた。
- 2) 担当者のアナウンス。
- 3) その他（自由記述）。

問5. 貴自治体では避難所にいる視覚障害者に対して視覚障害の特性に配慮し、どのような支援をしましたか。

- 1) 避難所内に福祉のスペースを設ける。
- 2) 移動時における個別援助者の配置。
- 3) 食事や支援物資を直接配付。
- 4) その他（自由記述）。

問6. 第2次避難所についてお伺いします。

- 1) 貴自治体では第2次避難所を設置していましたか。
①はい ②いいえ
- 2) 1)で①はいと回答した自治体にお伺いします。
①第2次避難所はどのような施設ですか（施設名称）
②視覚障害者は第2次避難所へはどのような手順で移動しましたか
- 3) 1)で②いいえと回答した自治体にお伺いします。
貴自治体では何故第2次避難所を設置しなかったのですか（自由記述）

問7. 仮設住宅の入居についてお伺いします。視覚障害者に対する仮設住宅の入居については優先的な入居や、利便性の高い場所を提供するなどどのような配慮をしていますか。

問8. 自宅が倒壊や流失してしまった視覚障害者に対してどのような援助をしていますか。

問9. 今回の震災を受けて、貴自治体では視覚障害者に対して災害時に改めてどのような支援が必要だと考えますか。

④調査結果：有効回答数86件

	調査票 発送	調査票 回収	調査票 回収率		調査票 発送	調査票 回収	調査票 回収率
岩手県	31件	24件	77%	仙台市	1件	1件	100%
宮城県	34件	29件	85%	福島県	58件	32件	55%

問1. 被災した視覚障害者の安否確認についてお伺いします。貴自治体ではどのように安否確認を行いましたか。

(複数回答可)

1. 行政や社会福祉協議会の職員、民生委員による見まわり	58件(67%)
2. 電話やメール・ファックス	13件(15%)
3. 特にしていない	11件(13%)
4. その他（具体的に記入して下さい）	15件(17%)

その他の回答

- ・在宅の視覚障害者手帳所持者全員に対し、県・市・県外から派遣された相談支援専門員が被災状況等の調査を実施した。
- ・支援団体と協力して実施した。
- ・障害者全体に対して見まわりをした。
- ・防災組織による見まわり。

問2. 視覚障害者の支援団体が被災者の支援活動を行う上で、貴自治体に対しどのような協力を求めましたか。

1. 名簿の開示・提供を求められた	9件（10%）
2. 支援物資の配付を求められた	2件（2%）
3. 要求がなかった	65件（76%）
4. その他（具体的に記入して下さい）	5件（6%）
5. 無回答	5件（6%）

その他の回答

- ・視覚障害者福祉団体の会員の安否確認。
- ・震災時の視覚障害者に対する要望書の提出があった。
(事前の対策、災害発以後の対策、避難所における配慮、住宅等への配慮等。
- ・補装具等の利用者に対し支援がある旨を伝えて欲しいという依頼を受けた。
- ・申し入れはあったが相談支援専門員が支援活動を行っていたため辞退。

問3. 問2の要求に対して貴自治体では応じることができましたか。

1. 名簿の開示・提供に応じることができた	9件中 8件（89%）
2. 支援物資の配付に応じることができた	2件中 2件（100%）
3. その他の要求について応じることができた	5件中 3件（60%）
4. 応じることはできなかった (以下にその理由を記述して下さい)	16件中 2件（13%）

問4. 貴自治体の避難所では、食事や支援物資の配付方法等についてどのように情報提供しましたか。

(複数回答可)

1. 掲示板などに案内を貼りつけた	34件(40%)
2. 担当者によるアナウンス	46件(53%)
3. その他(具体的に記入して下さい)	16件(19%)

その他の回答

- ・個別に手渡した。
- ・避難所を設けていない。
- ・避難所に視覚障害者はいなかった。
- ・詳細がわからない。
- ・毎日連絡会を開き、情報を提供した。
- ・社会福祉協議会職員、民生委員に必要な分だけ申請してもらう。

問5. 貴自治体では避難所にいる視覚障害者に対して視覚障害の特性に配慮し、どのような支援をしましたか。

(複数回答可)

1. 避難所内に福祉のスペースを設ける	4件(5%)
2. 移動時における個別援助者の配置	8件(9%)
3. 食事や支援物資を直接配付	16件(19%)
4. その他(具体的に記入して下さい)	44件(51%)

その他の回答

- ・避難所に、視覚障害者がいなかった。
- ・特に何もしていない。
- ・行政として特段の配慮はしていないが、周りの避難者が支援を行っていた。視覚障害者で身体介護が必要な人は福祉避難所へ移送して応対した。
- ・家族等の協力もあったので特別な支援はしていない。

- ・各避難所が個別に対応した。保健師が各避難所を巡回し、障害者や高齢者で普通の避難所で難しい方は、福祉施設へ移送した。
- ・避難所の担当職員やボランティアによる支援。

問6. 第2次避難所についてお伺いします。

1) 貴自治体では第2次避難所を設置していましたか。

1. はい	31件（36%）	2. いいえ	49件（57%）
-------	----------	--------	----------

※無回答6件

2) 第2次避難所はどのような施設ですか。(施設の種類を含め)
(31件中)

1. 社会福祉施設、高齢者施設、老人福祉センター	14件（45%）
2. 体育館・公民館	7件（23%）
3. ホテル・民宿・旅館等	7件（23%）
4. 地区集会所・ホール	3件（10%）

3) 1)で②いいえと回答した自治体にお伺いします。

貴自治体では何故第2次避難所を設置しなかったのですか。

主な意見

- ・被害が最小限で済んだため。
- ・1次避難所で対応可能であったため。
- ・多くの人が自宅へ戻ることができた。

問7. 仮設住宅の入居についてお伺いします。視覚障害者に対する仮設住宅の入居については優先的な入居や、利便性の高い場所を提供するなどどのような配慮をしていますか。(具体的に記入して下さい)

- ・仮設住宅入居抽選に際し、障害者や高齢者に優先的に入居できるように配慮した。
- ・交通の便がよい地区の仮設住宅へ優先的に入居してもらった。

- ・手すりやスロープ等の設置をした。

＜その他の自治体＞

- ・仮設住宅を設置していない。
- ・視覚障害者がいなかった。
- ・子供がいる家庭などを優先せざるをえず、利便性までは配慮できなかった。

問8. 自宅が倒壊や流失してしまった視覚障害者に対してどのような援助をしていますか。(具体的に記入して下さい)

- ・支援や義援金の配付。
- ・町営住宅への優先入居。
- ・相談支援。

＜その他の自治体＞

- ・該当者なし。
- ・自宅の倒壊や流失してしまった方はなし。
- ・関係福祉団体と協力、自立支援介護給付サービスの提供。

問9. 今回の震災を受けて、貴自治体では視覚障害者に対して災害時に改めてどのような支援が必要だと考えますか。(具体的に記入して下さい)

- ・対象者の把握と地域での支え合い。
- ・災害発生時における情報提供。
- ・職員等の直接訪問による安否確認。
- ・避難所での障害担当の職員の配置、個室の確保、用具の提供。
- ・障害特性による支援。
- ・人員支援。
- ・視覚障害者だけの避難所の確保。

⑤アンケート調査結果の分析について

○視覚障害者の支援団体からの要望について

アンケート調査結果から、65件（76%）の自治体が、視覚

障害者の支援団体から援助は求められなかつたという回答があつた。

また、要望があつた団体に関しては、名簿の開示・提供に応じた自治体が（89%）、支援物資を配付した自治体が（100%）という高い割合で要望に応じているという結果になつてゐる。各視覚障害者団体からは、自治体に対し、名簿の開示・提出を求めるても要求に応じてくれなかつたという意見が多数あつた。自治体と、視覚障害者団体との双方の間に認識の違いがあることが見られる。以上のことから、団体と自治体間での認識の差を埋めることが必要であると考えられる。

○避難所における支援について

避難所における支援について、各自治体では、視覚障害者にどのように情報提供を行い、どのような支援を行つてゐたか調査を行つた。

その結果、担当者によるアナウンスを行つた自治体が46件（53%）と最も多く、次いで、掲示板などに案内を貼りつけたが34件（40%）だった。担当者によるアナウンスも、掲示板に貼つたときのみでは、十分な情報提供といえず、また、掲示板などに案内を貼りつけるのみでは、視覚障害者は情報を得ることができない。

また、避難所内に福祉のスペースを設けた自治体は4件（5%）、移動時における個別援助者の配置をしている自治体は8件（9%）、食事や支援物資を直接配付している自治体は16件（19%）と避難所において視覚障害者に支援を行つてゐる自治体は少なかつたことわかる。

○第2次避難所について

視覚障害者は通常指定されている避難所では、長い間生活することが困難であり、そのため要援護者は、各自治体に、第2次避

難所の設置を求めている。

このことから、各自治体が第2次避難所を設置しているのかどうか、また、第2次避難所においてどのような施設を提供しているか調査を行った結果、第2次避難所を設置している自治体は31件（36%）のみであった。第2次避難所として設置されていた施設の多くが社会福祉施設等14件（45%）であり、視覚障害者が望む第2次避難所として適している場合が多かったことからも、第2次避難所の設置を自治体に強く求めて行くことが重要だといえる。

（3）当事者及び自治体を合わせた分析結果

1. 災害に関する情報提供について

視覚障害者が災害の状況を知る方法として、自治体からの広報により情報を得た人は、全体の12%と少ない数字だった。主な情報源としては、やはり、テレビ、ラジオが62%と最も多かった。

避難所内の食事について配給等の情報がわからず困った人が31%と最も多かったことに対し、避難所での情報提供は担当者によるアナウンスが53%と最も多く、次いで掲示板などに案内を貼り付けた自治体が40%であった。

また、第2次避難所については、知らないと答えた視覚障害者は全体の81%であった。第2次避難所を設置している自治体は36%と、低いこともあり、多くの視覚障害者が第2次避難所を知らなかった。墨字で作成された広報誌や張り紙による情報収集が難しい視覚障害者にとっては厳しい状況であった。

避難所内の情報提供としてアナウンスが最も多かったところを見ると、自治体は災害時に視覚障害者に対し、情報提供が重要であることを十分理解していることがわかる。アナウンスによ

る情報提供は、視覚障害者にとっては有効な情報提供の方法ではあるものの、実際はその場にいなかった人は聞くことができないため最も有効であるとは言えない。課題として自治体と視覚障害者とが日頃からコミュニケーションをとり、お互いを知ることが必要である。

2. 個人情報の開示・提供について

当事者アンケートの結果から、個人情報について、76名（97%）が開示してもよいと回答した。多くの視覚障害者が災害などの緊急時には個人情報を開示してもかまわないことが結果として出たが、東日本大震災では多くの自治体が開示には消極的であった。

また、自治体が視覚障害者の支援団体から求められた協力は、団体から名簿の開示・提供を求められた自治体は9件（10%）のみであり、団体から何も要求がなかったと回答した自治体は65件（76%）であった。自治体は、団体からの名簿の開示要求に8件（89%）応じることができたとしている。

このアンケートとは別に、多くの視覚障害者団体が地域の安否確認のため自治体に個人情報の提供を求めたことに対し、回答を得られていない中で、このアンケート結果からは、自治体は、視覚障害者の支援団体に情報を十分提供しているということになる。自治体と視覚障害者との間で、意見や考えの相違が出てきている。個人情報の開示や提供については、個人情報保護法や、障害者手帳が県の管轄であること等、難しい問題が多いため、一足飛びにはいかないが、今後の大きな課題の1つである。

3. 避難所での支援について

避難所では障害の有無に限らず、すべての方が満足な支援を受けることはできないが、視覚に障害があることから支援が受けられないことはあってはならない。避難所では視覚障害者の多くが、

トイレに行くことができない、トイレの使い方がわからない、食事の配給場所がわからない、移動することができない等、目が見えない、見えにくいくことにより、生活する上で、必要最低限の支援を満足に受けられずに困っていた。

今回の視覚障害当事者からの避難所での意見として、避難所で基本的な生活ができないことからあえて避難所に行かなかった人や、視覚障害者は晴眼者と違うことを理解して欲しいと願う意見があげられた。避難所内においても、周囲に援助を求めて、「万が一怪我をさせたらいけないので手伝えない」と言わされた人もいた。

避難所での支援のあり方について、視覚障害当事者は、個別支援員の配置39名（50%）、個別の情報伝達39名（50%）を求めている。自治体で実施した避難所内での支援は、避難所内に福祉のスペースを設ける4件（5%）、移動時における個別援助者の配置8件（9%）、食事や支援物資を直接配付16件（19%）であった。避難が一時的なものであったとしても、トイレ、食事といった、生きることに最低限必要な支援は、視覚障害の特性に配慮が必要である。

避難所では生活が困難な視覚障害者のために、第2次避難所の設置を自治体に求めている。第2次避難所の設置件数が少ない理由として、自治体は第1次避難所で対応可能であったためという意見や、多くの人が自宅へ戻ることができたためとしている。

自治体には、第2次避難所の必要性を理解していただくとともに、第2次避難所に関する視覚障害者への情報提供を十分に行い、被災した人が第2次避難所に避難しやすいように環境を整えていただく必要がある。

アンケート結果から、自治体と視覚障害者との意見の相違が多く見られた。問題を解決するためにも、自治体と視覚障害者とでコミュニケーションを取り、お互いに理解を深めていく必要がある。

8. 被災地調査報告

岩手県視覚障害者福祉協会、福島県点字図書館、日本盲導犬協会の協力により、今なお仮設住宅での生活が強いられてしまっている利用者に震災発生時の状況や現状についてのヒアリングをおこなった。

調査項目

1. 災害前に災害に備えて何か準備をしていましたか。

また、準備をしていた方は、どのような準備が役に立ちましたか。

2. 災害が起きたときに何処からの情報が一番頼りになりましたか。

3. 実際の災害時、どのように避難しましたか。

(1人で、近所の人と等)

4. 避難時、緊急持ち出し品として何を持って行きましたか。また、何を持って行けば良かったと思いますか。

(白杖、ラジオ等)

5. 災害時の避難場所を以前から知っていましたか。知らなかつた方は今回の震災でどのように避難場所を知りましたか、またどのような方法で避難場所を教えてくれると分かりやすいですか。

6. 第2次避難所の指定について、盲学校や視覚障害団体や施設が指定されていれば、過ごしやすかったと思いますか。

7. 避難所の管理者に自分に視覚障害があることをお知らせしましたか。視覚障害があることをお知らせしたことで特別な配慮はありましたか。

また、お知らせしなかつた方はその理由は何ですか。

8. 避難所では健常者とは別に、他の教室や、広い避難所の一角に障害分野別にスペースを設けて欲しかったですか。
9. 避難所では障害別に支援してくれる支援員（保健師、栄養士、ホームヘルパー、ボランティア、生活面をサポートしてくれる人）がいるといいと思いますか。またその支援員にはどのような支援を望みますか。
10. 災害に関する情報をどこに聞いたら良いか迷ったことはありますか。
11. 災害時に視覚障害者の安否確認がすぐにできる仕組みがあればいいと思いますか。
12. 家族に晴眼者がいることで、視覚障害者に対する援助を減らされたことはありましたか。
13. 被災した視覚障害者が集まって、問題について話し合うコミュニティがあつたらしいと思いますか。
14. 今回の災害について、各市町村で説明会が開催されていますが、その開催情報を得ることができますか。
また、説明会に参加するためにはどのような援助を望みますか。
15. 災害後、自治体の就労支援を利用しましたか。また自治体において視覚障害者が働く場を作つて欲しいと思いますか。
16. 現在公的な補助以外で収入はありますか。またどのようにして収入を得ていますか。

（1）岩手県の様子

期　日：平成24年2月26日（日）

場　所：岩手県福祉の里センター

ヒアリング：大船渡市、陸前高田市在住の視覚障害被災者

性別：男性7人　女性2人

年齢：30代2人　40代1人　60代3人　70代3人

1. 防災

1) 防災情報

- ・災害発生時にはラジオからの情報を一番頼りにしていたと回答した人が67%にのぼり、多くの人が、ラジオを聞いていた。

2) 備え

- ・災害時に備えて何かを準備していたと回答した人が、20%と低い水準であった。準備をしていた人は、ラジオが役に立ったと回答している。
- ・以前から避難所を知っていたと回答した人が60%を超えた。津波の被害で、避難所が利用できず、違う避難所へ移った人もいるが、以前から避難所を把握し、防災意識が高かった。

2. 情報

1) 発生時

- ・ラジオ、携帯電話から流れる情報を頼りにしていた。
- ・視覚障害者に特化した情報が視覚障害者福祉協会や支援団体からあったので助かった。

2) 発生後

- ・近隣の人から情報を得た。自治体からの情報はほとんどなかつた。

3. 避難

- ・家族や近隣の人達と一緒に避難した人が多かった。津波で指定されていた避難所に避難できなかったときにも団体で移動できた人が多かった。
- ・第2時避難所についてはほとんどの人がその存在を知らなかつた。また、盲学校や視覚障害者の福祉施設が指定されていれば良かったと回答した人が多かった。

4. 避難所

1) 避難所

- ・避難所で、視覚障害の特性に配慮した支援を受けられた人は少なく、移動時の介助や個別のスペースを設けるなどの支援が必要と回答した人が多かった。
- ・支援員はいなかったが、保健師がいてくれればよかったです。持病の薬を持って避難することができなかつたため、血圧を測る、薬を提供してくれる人がいれば良かったと回答した人が多かった。

2) 第2次避難所

- ・視覚障害者の福祉施設が、第2次避難所に指定されていることを知らなかつたと回答した人が多かった。第2次避難所については、視覚障害の特性を理解している盲学校や視覚障害者の福祉施設を希望する人がほとんどであった。

5. 援助

1) 援助

- ・白杖を持っていることで、視覚障害者であることを分かってもらつて援助を受けることができた人がいた。
- ・災害時の雇用確保のため、短期間の仕事については募集があるが、視覚障害者ができる仕事が少ない。
- ・今まで歩いていた道が歩けなくなってしまった。体調管理のため、歩く時の援助が必要。
- ・被災した視覚障害者が集まって情報を共有するコミュニティーがあるといふと思う。
- ・震災の影響で、交通機関が駄目になってしまったので、生活するのには不自由である。
- ・家族に晴眼者がいる場合は、一緒に避難することができたが、一人暮らしの人の避難に関して対応が必要だと思う。
- ・視覚障害者のための情報が不足しているので、安否確認や情報提供をして欲しいという人がほとんどだった。

2) 収入

- ・公的な補助金以外で、収入がある人は、あん摩マッサージ業を営んでいると回答した人が多かった。



・岩手県ヒアリングの様子

(2) 宮城県・仙台市の様子

期日：平成24年1月28日（土）、3月6日（火）

3月11日（日）

場所：宮城県、仙台市、メトロポリタン仙台他

ヒアリング：宮城県在住の視覚障害被災者

性別：男性19人 女性10人

年齢：40代3人 50代11人 60代14人 70代 1人

1. 防災

1) 防災情報

- ・ほとんどの人がラジオから情報を得ていた。携帯電話も持つて避難することができたが、すぐに電池が切れてしまった人もいた。事前に自治体から防災マップが配られていたところもあったようだった。
- ・自治体の防災無線が流れているが、あまり聞こえず、何に対する情報なのかわからなかつた。

- ・防災マップなどが事前に配付されているところがあったが、あまり有効ではなかった。事前に避難所を確認しておくことが大切だと思う。

2) 備え

- ・用意していた非常持ち出し品が、災害で利用できなかつた人もいた。
- ・水や懐中電灯、避難場所を確認、家具の転倒防止をしていた人もいたが、ほとんどの人が事前に用意をしていなかつた。やはり、事前にラジオや電池、現金、保険証を持って出ることができれば良かったと回答した人が多かつた。

2. 情報

1) 発生時

- ・ラジオ、携帯電話からの情報が役立つた。特に視覚障害者の福祉団体や支援団体からの情報が役立つた。近所の人や視覚障害者の友人と安否確認のため、情報交換をしていた。

2) 発生後

- ・近隣の人から情報を得た。
- ・視覚障害者の友人と情報交換をしていた。

3. 避難

- ・白杖を持って外出することができず、外を歩くのに困ってしまった。
- ・自治体や社会福祉協議会の職員が安否確認に来たという人は少なかつた。
- ・第2次避難所についてはほとんどの人がその存在を知らなかつた。また、盲学校や視覚障害者の福祉施設が指定されていれば良かったと回答した人が多かつた。

- ・家族や近隣の人達と一緒に避難した人が多かった。津波で指定されていた避難所に避難できなかつたときにも団体で移動できた人が多かった。近隣の人に自分が視覚障害者であることを理解してもらい、助かったという人が多くいる。

4. 避難所

1) 避難所

- ・保険証を持って出なかったので、薬をもらうことができなかつた。保険証と持病の薬は持って出たほうがいいと思った。
- ・避難所では個別支援員、特にトイレへの移動介助や食事の提供についての支援があれば良かったと回答した人が多かった。
- ・避難所で、視覚障害の特性に配慮した支援を受けられた人は少なく、移動時の介助や個別のスペースを設けるなどの支援が必要と回答した人が多かった。

2) 第2次避難所

- ・避難所に指定されていないと食事や支援物資も届かないので、福祉施設を早期に避難所に指定してもらい、移動させて欲しい。
- ・視覚障害者の福祉施設が第2次避難所に指定されていることは知らなかつた。第2次避難所については、視覚障害の特性を理解している盲学校や視覚障害者の福祉施設を希望する人がほとんどであった。

5. 援助

1) 援助

- ・災害に関する情報を、各自治体で説明会を開催しているが、開催地が遠く、ガイドヘルパーを頼まないと参加することができないので、それぞれの地域ごとにやって欲しい。
- ・行政からの安否確認はなかつたが、視覚障害者の団体から安否確認や情報提供があり、安全に避難することができた。

- ・被災した視覚障害者が集まって情報を共有するコミュニティがあるといい。
- ・震災の影響で、交通機関が駄目になってしまったので、生活するのに不自由である。
- ・家族に晴眼者がいる場合は、一緒に避難することができたが、一人暮らしの人の避難に関して対応が必要だと思う。

2) 収入

- ・公的な補助金以外で、収入がある人は、仮設住宅などであん摩マッサージ業を営んでいると回答した人が多かった。



・宮城県ヒアリングの様子



・宮城県ヒアリングの様子

(3) 福島県の様子

期日：平成24年3月4日（日）

場所：南相馬市・仙台市メトロポリタンホテル

ヒアリング：

性別：男性3人 女性5人

年齢：30代1人 50代1人 60代4人 80代2人

1. 防災

1) 防災情報

- ・普段から自治体において、広報紙を点字や音声にして配付をしておらず、防災や避難所の情報が得にくかった。また、広報紙があるところでも、防災に関しての掲載がなかった。
- ・災害発生時に消防が緊急無線で情報を提供してくれたが、聞き取ることができず、どのように避難するかが分からなかった。

2) 備え

- ・かばんに水や食料などを用意していたが、急いで避難したため、持っていくことができなかつた。
- ・避難所の場所が事前に調べられてなかつた。やはり情報があつたほうがいいと思う。

2. 情報

1) 発生時

- ・ラジオ、携帯電話からの情報が役立つた。テレビからの緊急放送は、字幕で表示されることが多く、分からぬことが多いことが多かつた。

2) 発生後

- ・ラジオの情報が役に立つたが避難所ではラジオの電波が入らないところもあつた。

3. 避難

- ・近隣の住民と一緒に避難することができた。日頃から近所付き合いが大切だと思う。
- ・避難所を何ヶ所もまわつたが、視覚障害があることを理解してもらえずに怒鳴られたりしてしまつた。
- ・自治体からの安否確認は無かつた。

4. 避難所

1) 避難所

- ・福島県では、原発事故での避難のため、何ヶ所かの避難所をまわった。
- ・支援員はいなかつたが、保健師がいてくれればよかったです。保険証を持っていけなかつたので、病院に行くことができなかつた。
- ・避難所では個別支援員、特にトイレへの移動介助や食事の提供についての支援があれば良かった。
- ・避難所で、視覚障害の特性に配慮した支援を受けられた人は少なく、移動時の介助や個別のスペースを設けるなどの支援が必要と回答した人が多かった。

2) 第2次避難所

- ・福祉避難所について、県外に設置されていることも知らせて欲しい。
- ・視覚障害者の福祉施設が第2次避難所に指定されていることは知らなかつた。第2次避難所については、視覚障害の特性を理解している盲学校や視覚障害者の福祉施設を希望する人がほとんどだった。

5. 援助

1) 援助

- ・災害の情報について、各自治体において説明会を開催しているが開催地が遠くガイドヘルパーを頼まないと参加することができない。
- ・福島市など大きな市で開催することが多いので、地元で開催して欲しい。
- ・東電の賠償金などで、情報が錯綜してしまい、混乱してしまった。視覚障害者にも分かりやすい情報提供をして欲しい。

- ・福島県の場合、原発で避難している人も多く、避難生活も長引いてしまうため、長期の支援をして欲しい。

2) 収入

- ・公的な補助金以外で、収入がある人は、あん摩マッサージ業を営んでいると回答した人が多かった。



福島県ヒアリングの様子

○体験者の話

・避難について

3月11日（金）に東日本大震災が発生してすぐには酪農を営んでいたため避難することができませんでした。16日（水）に防護服を着た人が迎えに来るまでは、避難しませんでした。また、今の仮設住宅に避難するまでは4ヶ所の避難所をまわりました。どの避難所でも支援員はいませんでした。最初に避難した先では、視覚障害者であるのに、まわりの人に怒鳴られてしまって十分な支援が受けることができませんでした。2回目に移ったデイケアの施設ではトイレへの介助などを受けることができて、本当にありがとうございました。視覚障害者は多くの人がいる体育館などの避難所では生活することが困難なので、視覚障害の特性を理解している支援員がいる施設に移動できるような体制を今後とって欲しいと思います。（福島県 80代男性弱視・80代女性全盲夫婦）

・避難所について

避難所を把握していませんでした。避難所を把握していれば、慌てることが無く、避難することができたと思います。避難所の場所を把握しておくことと、事前にその場所まで実際に歩いて見る必要だと思います。また、避難所では多くの人が避難しているので、私達にとっては過ごしにくいことが多くありました。自分が視覚障害者であることを避難所の責任者に伝えて、個別の支援を受けられるようにしましょう。（岩手県 60代男性全盲）

・安否確認について

震災発生時に自治体からの安否確認はありませんでした。私は家族がいたので、あまり不安になりませんでしたが、単身の視覚障害者の方も多いと思います。自治体では、要援護者の名簿をも

とに、障害者、特に単身者について把握し、安否確認や、避難指示などを徹底してもらいたいです。今回の震災で問題になったことを踏まえて、次の震災に備えてほしいです。（仙台市 60代男性）

・避難所の情報や食事について

避難所で食事をもらう時に、列に並ぶのも苦労しましたし、また食事をもらって、戻る時に落としてしまったりしました。また、避難所の情報は、掲示板に貼る時に案内するのみでしたので、情報を得ることが難しかったです。しかし、避難所の責任者や職員の方々は、避難者の割に数が少なく、なかなか頼めませんでした。避難所では、もうすこし、サポートをしてくれる人を増員するなどを検討してもらいたいです。（宮城県 40代男性弱視）

・事前準備について

食料や水をリュックに入れて準備をしていました。しかし、津波の影響で、リュックを持ち出すことができませんでした。食料などを準備しておくことは大切だと思いますが、すぐに持ち出せる場所において置くことも必要だと思います。（宮城県 50代女性全盲）

・災害時の情報について

東日本大震災の発生時、また、避難後も行政からの情報はありませんでした。県の視覚障害者福祉協会から、携帯電話にメールで相談窓口や支援情報が送られてきたので、自分がどのように動いていいのかわからない中で、本当に助かりました。いざという時には視覚障害者福祉協会からの支援が本当に助かりました。改めて視覚障害者の団体には加入していたほうがいいと思います。（宮城県 60代女性弱視）

・日頃の近所付き合いについて

震災発生時に隣に住んでいる人が来てくれて一緒に避難することができました。発生時、大きな揺れとラジオを聞いていたので、すぐに避難しなければいけないということが分かりましたが、どうしていいのか分からなかったので、隣に住んでいる人が来てくれなかつた場合は、助からなかつたかも知れません。日頃から近所の人と付き合いが大切だと身をもって知りました。（岩手県50代男性全盲）

・福祉避難所について

最初に地域の体育館に避難をしました。その後那須塩原に避難した時に、塩原視力障害センターを紹介されました。家族で避難しようとしたが、すでに避難者でいっぱい避難することができず、三重県にある親戚の家に避難しました。視覚障害者の福祉施設が、避難所に指定されていることを知らなかつたので、視覚障害者の福祉施設が、福祉避難所に指定されることを広報する仕組みが必要だと思います。（福島県 60代女性弱視）

・就労について

仮設住宅であはき業を営んでいるが、客数が減ってしまい収入が減ってしまっています。将来のことを考えるとすごく不安になってしまいます。しかし、就労の支援を受けると返金するのも大変なので、もっと視覚障害者に配慮した支援をして欲しいと思います。（福島県 60代男性全盲）

・避難所でのトイレについて

避難所ではトイレの利用が非常に困りました。トイレまで行くのにもどこにあるのかわからず介助者が一緒にいないと行くことができません。夜などは我慢することがありました。また、トイレでは、流す方法もわからなく、また、水がなくて流すこと

ができず、便器の横に袋が置いてあり、そこに使用した紙を入れるようになっていたため、衛生的に見てもやりづらかったです。
(岩手県 60代男性)

・避難先での支援

避難先がグループホームでしたので、介助をしてもらいました。ただ、避難所では、座ってばかりだったので、健康のことを考えると散歩や外出などを支援してくれる人がいてくれれば良かったと思います。(仙台市 60代男性全盲)

・説明会について

災害関係の説明会が自治体などで行われていますが、資料も分かりにくく参加することができませんでした。参加したい意欲はあるので、視覚障害者向けの説明会も開催して欲しいです。(仙台市 50代女性全盲)

9. 参考資料

(1) 災害伝言ダイヤルの利用方法

<災害伝言ダイヤル（NTT）>

一般電話や公衆電話、携帯電話

○利用方法

「171」をダイヤルし次の音声案内に従い操作します。
こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、
再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」 暗証番
号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。

○共通操作

①被災地の方はご自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地
の方の電話番号を、市外局番からダイヤルしてください。被災
地以外の方は連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、市外局
番からダイヤルしてください。

(ア) 電話番号を入力

②録音する場合(暗証番号を利用する方は4ケタの番号を決めて
おく)

(ア) 電話番号 * * * - * * * - * * * の伝言を録音しま
す。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあと#
(シャープ)を押してください。ダイヤル式の方はそのままお
待ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ
直しください。被災地以外の方は連絡を取りたい被災地の方の
電話番号を、市外局番からダイヤルしてください。

(イ) 伝言をお預かりします。ピッという音の後に30秒以内で
お話ししてください。お話し終りましたら数字の「9」のあと#

(シャープ) を押してください。伝言登録数が限度を超えた場合や追加登録規制中の場合には「新しい伝言を受け付けられない」旨のガイダンスが流れます。

(ウ) 「ピッ」の後に録音します。(ここで電話を切っても録音はされています)

(エ) 伝言を繰り返します。訂正されるときは、数字の「8」の後#(シャープ) を押してください。

(オ) 伝言をお預かりしました。

③再生の場合

(ア) 電話番号 * * * - * * * - * * * の伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあと#(シャープ) を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかげ直しください。

(イ) 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返す時は数字の「8」の後#(シャープ) を、次の伝言にうつるときは数字の「9」のあと#(シャープ) を押してください。(続けて8あるいは9の操作をします)

(伝言がすべて終わった場合)

伝言を追加して録音されるときは数字の「3」の後#(シャープ) を押してください。ピッ(録音の仕方は上記録音の場合と同じ)

(2) 外出時の被災したときの避難方法

①道路

多くの建物や街路樹等が倒壊する場合があります。歩道上に飛び出して倒れる、電柱が折れて電線が垂れ下がってくる等の危険が発生します。移動する際は必ず複数の人数で助け合いながら移動します。足もとばかりでなくガラス窓の破片や瓦などの落下を考え頭をバッグなどで守りながら建物から離れて移動します。避難する車や緊急車両の通過に注意します。

②橋の上

揺れが収まるまで欄干や縁につかまります。収まったら速やかに橋の上から移動します。決して橋の上から飛び降りたりしないようにします。

③山の中

登山やハイキング最中に揺れを感じたら樹木などにつかまり収まるまで待ちます。すぐに移動せず周囲を確認します。落石や土石流が揺れの直後に起こる可能性があります。

また河川の近くであれば決して下流域に逃げず、横に移動します。大きな石の近く等には近づかないようにします。

④鉄道など公共交通機関

橋脚が倒壊して落橋する、脱線・横転事故等から不通になる場合があるので駅アナウンスを聞き迂回路や帰宅ルートを知る必要があります。避難した多くの人の群れなどで出入口が混雑し移動が困難になります。押しあわないことが大切です。特に階段では重大な事故につながります。

電車・バスに乗っているときに地震等災害に遭遇したら次のように対応します。

- (ア) 窓際から離れ、手すりや吊り皮につかまります。
- (イ) 姿勢を低くして、バッグなどを頭と首筋にあて、網棚からの落下物や急停車に備えます。
- (ウ) 原則として係員の指示に従います。
- (エ) 万が一火災が発生した時は、車両ごとに設置してある消火器で初期消火に当たります。それでも煙が充満してきた場合は、直ちに係員に知らせ、非常用手動扉開閉器を操作して外に脱出します。

ただし火災が発生していないのに、あわてて非常用手動扉開閉器を操作して外に飛び出すのは危険です。電車・バスと線路・道路との段差はかなり高いので怪我をする恐れがあります。

また反対車線の列車や車が暴走してくる可能性もあります。地下鉄などは運転席や車掌席の近くに非常用脱出タラップがついていますので、いつも乗る電車であらかじめ確認しておきます。

⑤エレベーター・エスカレーター

すべての階のボタンを押し、停止した階ですぐに降ります。その際にエレベーターと床の「ずれ」が起きている場合もあるため、あわてて飛びださないようにします。万が一ドアが開かなかった場合は、あわてず非常呼び出しボタンを返答があるまで押し続けます。つながらない場合は落ち着いて笛やライトを利用して周囲に知らせます。

また携帯電話は多くで使用できるようになっていますのでエレベーターの操作板に書いてある電話番号にかけてエレベーター番号を伝えます。

最近のエレベーターは非常用ライトなどが装備されていましたり、ドアが透明になっていたりしています。

又エスカレーターは自動停止します。急な停止ではなく緩やかに停止しますので、あわてないで上あるいは下に移動します。その際余震などのことも考えてベルトは掴みます。

⑥地下街

地下は地上に比べて揺れは小さいと思われます。壁や太い柱に寄りかかり頭をカバンなどで保護します。揺れが収まつたら係員・管理者に従って避難します。停電になっても非常灯や音声(声)での案内を落ち着いて聞き、避難します。

また外に通じる階段は基準で60メートルごとに設置されています。地上では周囲を確認してから外に出ます。

⑦デパートやスーパー

多くの商品が陳列棚から落ちたり飛んできたりするのでできる限り離れ、壁や太い柱に寄りかかり頭をカバンなどで保護します。

揺れが収まつたら係員・管理者に従って避難します。その際に指定の共有スペースや駐車場等へ誘導されますが、あわてず周囲と協力して移動します。

⑧ホール・劇場・映画館

出入り口や足元などに段差があったり、狭かったりと構造上に歩きにくい場合がありますので絶対に押しあわずに移動します。

視覚障害者のための防災・避難マニュアル作成事業

委員名簿

(順不同・敬称略)

笹川 吉彦

(社会福祉法人日本盲人会連合 会長)

竹下 義樹

(社会福祉法人日本盲人会連合 副会長)

新谷 孝全

(社会福祉法人日本盲人会連合 常務理事)

及川 清隆

(社会福祉法人岩手県視覚障害者福祉協会 理事長)

柿沼 正良

(財団法人宮城県視覚障害者福祉協会 理事長)

高橋 秀信

(仙台市視覚障害者福祉協会 会長)

阿曾 幸夫

(社団法人福島県盲人協会 会長)

視覚障害者のための防災・避難マニュアル

平成24年（2012年）3月

社会福祉法人日本盲人会連合

〒169-8664 東京都新宿区西早稲田2-18-2

電話 03-3200-0011

FAX 03-3200-7755